22ページ

第２章、「高知型地域共生社会」の実現に向けた、地域福祉の推進に係る目指すべき姿と具体的な方策

Ⅰ、「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり（「たて糸」の取り組み）

Ⅰの１：市町村におけるた機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進

目指す姿

誰一人、制度サービスの狭間に陥ることがないよう、市町村の複合課題への対応りょくが向上し、各分野で業務効率化が図られている

ポイント

○　地域の支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立や、顕在化する複合課題に対応するため、市町村のた機関協働型の包括的な支援体制の整備を推進します。

＜数値目標＞

具体的項目、基準値（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

包括的な支援体制を整備している市町村数、24市町村、全市町村、地域福祉政策課

【現状と課題】

＜た機関協働型の包括的な支援体制の整備＞

地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、はちまるごーまる問題や、ヤングケアラーなど、介護や子育て、障害、住まい、就労等の問題が絡み合って社会的孤立を引き起こし、課題の複雑化・複合化によって従来の縦割りの制度サービスでは解決が難しいケースが顕在化しています。

こうした課題に対応するため、2018（平成30年４月せこうの改正社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備が努力義務化され、2021（令和３年４月せこうの改正社会福祉法では市町村における包括的な支援体制の構築を後押しするため、重層的支援体制整備事業及びその財政支援の規定が創設されました。

この包括的な支援体制は、高齢者が医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、安心してくらせるよう、医療介護、介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のコンセプトを、全世代・全分野に広げたものです。

分野横断的な課題に対応する点で、生活困窮者自立支援制度と共通しますが、同制度を含む制度間の連携を図ることで、複合課題や社会的孤立といった様々な地域生活課題への対応りょくの向上を目指しています。

23ページ

さらにこの取り組みは、例えば、役割分担の明確化による各分野の担当者の負担軽減や情報共有の徹底による支援の迅速化にもつながるなど、業務の効率化にも資するものです。

県では、この市町村のた機関協働型の包括的な支援体制の整備を、高知型地域共生社会の「たて糸」として推進しており、2022（令和４年に実施した「高知け地域共生社会推進宣言」による機運の高まりなどから、重層的支援体制整備事業を活用し、体制整備に取り組む市町村は、2022年度の６市町から、2024（令和６年度には24市町村まで拡大する予定です。

県では、早期に全市町村での体制整備を目指すとともに、支援体制の実効性が確保されるよう、福祉保健所や高知県社会福祉協議会と連携しながら、市町村に寄り添った伴走支援を行います。

さらに、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野においても、各分野共通の支援プロセスとしてこの「包括的な支援体制」を活用し、社会的つながりが弱いかたへの支援を中心に、それぞれの分野の対応りょくの向上を図ります。

図は包括的な支援体制の整備による課題への対応イメージです。

このた機関協働型の包括的な支援体制は一から創り上げるものではなく、既存の相談支援体制や地域資源を生かしつつ、関係者の話し合いを通じた合意形成を重ね、深化させていくことが重要になります。また、合意形成に当たっては、福祉分野のみならず、保健分野や住宅分野、環境分野、組織や財政分野といった関係者も、可能な限り参加することが望ましいと考えます。

図は地域共生社会と包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業の関連図です。

24ページ

図は包括的な支援体制のイメージです。

25ページ

事例１

「あったかふれあいセンター」を中心とした包括的な支援体制の整備（黒潮町）

黒潮町では、町内６か所に、「あったかふれあいセンター」を設置しており、「買い物支援」や「健康づくり」、「介護予防」などの取り組みのほか、住民や地域の困りごとを丸ごと受け止めています。受け止めた困りごとは、各センターに配置された地域福祉コーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ役割を担っています。

つながれた困りごとや相談は、月１回開催される支援会議で情報共有され、関係機関の役割分担や支援方針を話し合っています。支援会議で事前に情報共有できたことにより、重大な問題になる前に、た機関連携で対応できたケースも多くあります。

また、「あったかふれあいセンター」を中心とした、家庭世帯の訪問や、バザー、ボランティア、子ども食堂、認知症カフェなどの社会参加のための居場所づくりなど、年齢性別障がいの有無を問わず、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせる、地域共生社会を目指した取り組みをおこなっています。

写真はあったかふれあいセンターでの活動風景を写したものです（黒潮町ホームページより抜粋）。

事例２

相談を受け止め、支援につなぐ仕組みづくり～断らない相談窓口、ほおっちょけん相談窓口～（高知市）

高知市では34の庁内部署と関係機関を「断らない相談窓口」として位置づけています。この窓口には、「どこに」「どんな」相談がきても「しっかり聞いて」「しっかりつなぐ」ため、「包括的相談支援員」12名を配置しています。この「包括的相談支援員」をメンバーとする会議では、困りごとの解決に向けた話し合いを定期的におこなっています。

このほかにも、住民のより身近な相談窓口として、薬局や社会福祉法人の協力により、市内105か所に、「ほおっちょけん相談窓口」を設置し、適切な支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、寄せられる相談や地域の情報等をもとに、地域住民、行政、企業等が課題解決に向けて話合う場づくりを地域の実情に応じて進めています。

また、市内の相談支援機関や地域の集いの場などの地域資源情報をインターネット上に掲載した、「高知くらしつながるネット（愛称Licoネット）」を活用することで、住民や支援者が、ライフステージに応じて必要な情報を得ることができます。

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち、高知市型共生社会の実現をめざして、職員の意識醸成（研修開催や、「つながりのあるまちづくりに向けた住民向けの啓発活動などにも取り組んでいます。

画像は、ほおっちょけん相談窓口の目印、「つながりのあるまち」を目指した啓発ポスターです。（高知市ホームページより抜粋）

26ページ

＜重層的支援体制整備事業＞

重層的支援体制整備事業（以下、重層事業という）は、市町村の包括的な支援体制を構築するために、①、相談支援、②、参加支援、③、地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体てきに推進するための国の事業です。以下に、３つの支援について説明します。

①：相談支援

（包括的相談支援事業、た機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

ア）包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども、生活困窮の相談支援を一体として実施し、本人世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行う事業です（いわゆる「断らない相談窓口」を設置する事業）。以下に記載の高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野で実施されている相談支援と一体てきに実施します。

ひょう：包括的相談支援事業で実施する事業一覧

分野、事業めい、根拠法の順に読み上げます。

高齢、地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、介護保険法第115条の45、第２項１-３号

障害、【必須】：障害者相談支援事業の基本事業、【任意】：地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業（基幹相談支援センター等、機能強化事業、＋、住宅入居等支援事業）、障害者総合支援法第77条、第１項３号

子ども、子ども子育て支援交付金のうち、利用者支援事業、子ども子育て支援法第59条、第１号

生活困窮、生活困窮者自立相談支援事業費等負担きんのうち、自立相談支援事業、生活困窮者自立支援法第３条、第２項

生活困窮、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の就労準備支援等事業のうち、福祉事務所未設置町村による相談支援事業、生活困窮自立支援法第11条、第１項

26ページ：ひょうの注釈

※１：障害

重層事業の必須条件である障害者相談支援事業の基本事業（交付税が財源として措置）は、重層事業交付金の対象にはなりません。地域生活支援事業補助金の相談支援事業（基幹相談支援センター等、機能強化事業、＋、住宅入居等支援事業）の実施は、重層事業の必須要件ではありませんが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付されます。

※２：自立相談支援事業

町村域は県が事業の実施主体となっているため、町村による自立相談支援事業の実施は必須ではありません。

※３：福祉事務所未設置町村による相談支援事業

福祉事務所を設置していない町村が実施することになりますが、当該事業を直営で実施する場合は、国庫を不要とする場合も想定されます。

27ページ

各相談支援事業の実施に係る体制については、以下の類型が考えられ、市町村の特性をいかせるような類型を検討することになります。

a、基本型：各分野でそれぞれの事業者がおり、従来（既存事業）の機能をベースとしつつ、各相談支援事業者が連携。

b、統合型：複数分野（最大４分野）の事業を集約して支援を実施する。※、集約した事業のそれぞれの人員配置基準を満たす。

c、地域型：基本型又は統合型の拠点を設置した上で、当該拠点と連携しながら地域住民に身近な場所で相談支援を行う。住民自身も支援の担い手となり得る。

イ）た機関協働事業

た機関協働事業は、重層事業の中核を担う役割を果たします。例えば、介護の相談に応じる中で子育てなどに関する支援の必要性が見つかった場合など、最初に受け付けた相談窓口だけでは解決が難しい複雑化・複合化したケースに対して支援を行います。

具体的には、コーディネーターを配置し、た機関協働型の支援チーム（重層的支援会議、又は支援会議）を主催して、複合課題のアセスメント、優先順位付けや役割分担、支援の方向性の整理といった全体のマネジメントを行い、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができる体制を整備します。

支援プランは、た機関協働事業者のもとで本人同意が得られているケースについて作成し、

支援チームが一体となって課題の解決を目指します。

支援チームでは、た職種・た機関の連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議、又は支援会議を開催します。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有に関して本人同意を得たケースについて、社会福祉法第106条の４第２項で規定する、支援プランの内容等を、支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うために開催するものです。

一方、支援会議は、本人同意が得られないために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースや、予防的・早期の支援が必要にも関わらず、支援が進まないケースに対応するため、守秘義務が課された会議を開催するもので、どう法第106条の６に規定されています。

この仕組みを通して、関係者の意思疎通の円滑化や会議の重複排除などを図ることで、高齢や子どもなどの各分野の支援の質の向上と効率化につながることが期待されます。

28ページ

図は支援チーム（重層的支援会議又は支援会議）のイメージです

なお、重層的支援会議に持ち込むのは各分野では効果的な対応が難しいケースですが、対応の主体はあくまで各分野の相談機関になります。

　各分野の相談機関は、重層的支援会議や支援会議でそれぞれの支援に関する経験やノウハウを共有し、各分野の機関に持ち帰り、同様のケースが生じたときの対応りょくの向上につなげることが重要です。

ウ）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業です。

支援対象者には、自ら支援を求めることのできない人や、支援に拒否的な人などが想定されることを踏まえ、信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う必要があります。

各種会議や支援機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報収集や地域住民とのつながりを構築する中で、ニーズを抱える相談者を見つけます。

支援に当たっては、支援対象者から本人同意を得るまでに時間を要することが考えられるため、例えば、必要に応じて守秘義務がかけられた支援会議を活用し、支援の方向性を協議・共有することも考えられます。

また、アウトリーチ等事業の支援はすべての住民を対象とするため、各分野のアウトリーチとの連携が重要となります。

29ページ

図はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業のイメージです

②：参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

様々な課題を抱え、社会的に孤立する人や世帯を、制度の狭間に陥ることがないように支援していくためには、これらの人たちがたしゃや地域、社会と関わる接点を確保する必要があります。

「参加支援」では、相談支援で把握した課題に対して、既存の高齢や障害といった制度に適した支援がない場合に、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりや参加に向けた支援を行います。

本人やその世帯の課題やニーズに対して、支援メニュー（地域の社会資源）をコーディネートしマッチングするほか、日ごろから地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源の開拓やつながりづくりも行います。

支援対象者は、次の事例のような個別性の高いニーズを有する人になります。

・世帯全体としては経済的困窮状態にない、はちまるごーまる世帯の50代のひきこもりの人

・障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない、ひきこもり状態の人

・精神的な不調で、社会に出ることに不安がある人

・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

・不登校の生徒や高校中退後の進路未定しゃ、就職氷河期世代の長期無業者など

また、想定される参加支援の取り組みは、次のようなことが考えられます。

・生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯の、ひきこもりの状態にある人を受け入れる

・経済的な困窮状態になく、一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる

・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行うなど

支援メニュー（地域の社会資源）は、地域における農福連携や子ども食堂、社会福祉施設や企業商店、住民活動の場など、多様な社会資源が想定されます。

30ページ

地域の社会資源を活用した参加支援の例：※、厚生労働省ホームページより

・事例１：ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵を広報しに掲載するよう支援

①：重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案。

②：本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に、活用の機会が無いか相談。

③：事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。

④：挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

・事例２：精神疾患の親と不登校ぎみの子どもを、地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援

①：精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校ぎみとなっていた子どもについて、地域で子ども食堂と協議の上、スタッフとして参加してもらうこととした。

②：母親も食事をするために来てもらうようにし、スタッフには、声かけや見守りを依頼。

③：子ども食堂に通ううちに、周りのスタッフとも話しができるようになっている。

③：地域づくりに向けた支援

高齢、障害、子ども、生活困窮の４分野における既存の地域づくりに関する事業を行いながら、地域社会からの孤立を防ぎ、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や多様な活躍の機会の創出、居場所の構築などを目指します。

地域や身近なコミュニティにおいて、お互いを気にかけ支え合うかんけい性を育むことを通じて、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐとともに、住民自身が何らかの役割を果たすことで、自己肯定感や自己有用感を育むことにつながります。

例えば、地域のカフェやフリースペースなどを運営する民間事業者や、福祉以外の小さな拠点、空き家再生等推進事業などとの連携により、既存の場が持つ役割を拡張するといった方法も考えられます。

地域づくり事業は、各分野それぞれの拠点において、た世代・た属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として、た世代・た属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものです。

このため、個別の拠点単位では、従前どおり、特定の属性や世代を意識した取り組みを維持するものと、重層事業の実施を契機として、た属性・た世代に対する支援を実施するものなどが混在することになります。

いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については、た機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぐことが必要です。

31ページ

ひょう：地域づくりに向けた事業で実施する事業一覧

分野、事業めい、根拠法の順に読み上げます。

高齢：地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業、介護保険法第115条の45、第１項２号

高齢：地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち生活支援体制整備事業、介護保険法第115条の45、第２項５号

障害：【必須】：地域活動支援センターの基本事業、【任意】：地域生活支援事業補助金のうち、地域活動支援センター機能強化補助金、障害者総合支援法第77条、第１項９号

子ども：子ども子育て支援交付金のうち、地域子育て支援拠点事業、子ども子育て支援法第59条、第９号

ひょうの注釈

※、障害：重層事業の必須要件である、地域活動支援センターの基本事業（交付税が財源として措置）は、重層事業交付金の対象にはなりません。地域生活支援事業補助金の地域活動支援センター機能強化事業は、重層事業の必須要件ではありませんが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付されます。

地域づくりに向けた支援に当たっては、分野領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望まれます。

また、地域の多様な主体が情報交換協議をすることができる機会を設定することにより、地域の様々な資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながっていきます。

こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく、多様に存在していることが重要であり、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められます。

図は地域のプラットフォームのイメージです

＜今後の対人支援に求められるアプローチ＞

さらなるしょうし高齢化の進展などにより、様々な複合課題が顕在化する中、高齢、障害、子ども、生活困窮等、各分野においても、個人ではなく「世帯」に着目することが求められています。

また、こうした支援をおこなっていくために、各分野の専門職や支援に関わるかたには、これまでの「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、社会的孤立を防ぐために、「つながり続けることを目指すアプローチ」が求められます。

32ページ

本人を中心として伴走する意識を持ちながら、この２つのアプローチを組み合わせていくことが重要になります。

図は、この説明を図式化した、厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ（概要）令和元年12月26日の資料を抜粋したものです。

＜地域づくりを進めるための圏域＞

重層事業などを活用した包括的な支援体制は、市町村単位での取り組みですが、地域づくりは「住民に身近な圏域」において、住民主体による地域生活課題の解決と一体てきに進めることが重要です。

この「住民に身近な圏域」は、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決定していく必要があります。また、その際には高齢、障害、子どもなどの各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野の圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められます。

33ページ

ひょう：圏域の考え方

階層、範囲、取り組みの順に読み上げます。

県域単位、高知県全域、県域の機関や団体同士の連携が行われる範囲

ブロック単位、福祉保健所単位、市町村を越えて福祉事業の連携が行われる範囲

市町村単位、市町村全域を対象、包括的な支援体制の構築が行われる範囲、生活支援体制整備事業における第１階層

住民に身近な圏域（地区単位）、（旧）小学校区、公民館活動などを単位とした地区、地区を範囲としたゆるやかなつながりがあり、地域拠点の設置が行われ、各種地域団体で地区ごとの取り組みが行われる範囲、生活支援体制整備事業における第２階層

住民に身近な圏域（自治会小地域単位）、自治会、町内会、班、部落、集落などを単位とした小地域、顔のみえる関係があり、地域住民による支え合い活動が行われる範囲

じ項以降では、本項で述べたポイントを意識した、各分野における高知型地域共生社会の「たて糸」に関する取り組みについて、順次説明します。

具体的なせ策

○　包括的な支援体制が早期に全市町村で整備され、その実効性が確保されるよう、市町村長等向けのトップセミナーや専門アドバイザーの派遣等を行います。

○　高齢障害子どもなど各分野共通の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用することで、複合課題への対応りょくの向上と業務効率化が実現できるよう、福祉保健所や高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会との協議の場をもち、先進事例の共有や助言等を実施します。

○　各分野の専門職の包括的な相談支援対応りょくの向上に向けて、高知県社会福祉協議会と協働で必要な研修事業を実施します。

○　国の「重層的支援体制整備事業」の活用促進と事務負担の軽減に向けて、市町村向けの手引きの作成や相談対応など、寄り添った支援を行います。

34ページ

Ⅰの２：高齢者、障害者への支援

かっこ１：高知版地域包括ケアシステムの深化推進

目指す姿

ちゅうさんかん地域を含め、高齢者が住み慣れた環境で安心して健やかに、ともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けることのできる高知県になっている

ポイント

○　医療福祉介護サービス間の連携を強化するため、地域包括支援センターの効率的な運営、業務負担軽減を支援するとともに、高知ケアライン等の情報連携の取組を推進します。

○　ちゅうさんかん地域でも在宅療養が継続できるよう、医療アクセスが悪いちゅうさんかん地域の高齢者等が、容易に訪問診療やオンライン診療を受けられる体制の整備を促進します。また、訪問看護サービスの提供体制の強化や24時間対応を支援します。

○　ちゅうさんかん地域における介護サービス確保のため、要介護状態となっても自立した日常生活を送ることができる、「高知方式」の介護サービスモデルの構築を目指して取り組みます。また、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効活用するため、ＩＣＴの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、総合的に支援します。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

要介護３以上のかたの在宅率、43％　（令和４年度）、50％、在宅療養推進課、長寿社会課

へき地等の集会施設及び診療じょの活用を含めたオンライン診療体制が構築されている市町村数、７しちょう（令和５年９月）、全市町村、在宅療養推進課

ちゅうさんかん地域での在宅介護サービスの提供率、96.3％（令和４年度）、100％、長寿社会課

介護サービスが充足していると感じている人の割合、未調査、70％、長寿社会課

【現状と課題】

県では、地域における医療、福祉及び介護のインフラの確保や、高知版地域包括ケアシステムの構築などの取り組みを進めてきた結果、在宅療養体制の充実が進み、在宅での介護サービス利用者の平均よう介護度が、2019（令和元年の2.095から2022（令和４年には2.117となるなど、取り組みの成果が現れてきています。

一方、本県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の2023（令和５年推計によると、2040（令和22年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上の人口割合がピークを迎える見込みです。

生産年齢人口の減少により、医療介護サービス業界においても労働りょくぶそくの問題がこれまで以上に深刻化するおそれがあり、特にちゅうさんかん地域の医療、福祉及び介護サービスの地域偏在の解消に加え、担い手ぶそくへのさらなる対応が求められています。

35ページ

そのため、県では、県民一人ひとりの医療介護ニーズに的確に対応し、最適な医療介護サービスを届けることができるよう、ちゅうさんかん地域における医療ＤＸの推進や介護サービスモデルを構築することなどにより、高知版地域包括ケアシステムをさらに深化させ、高齢者が必要なサービスや支援を受けられる体制を強化する必要があります。

また、地域のつながりや支え合いの力が次第に弱まっているなかにおいては、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合う高知型地域共生社会の実現に向け、高知版地域包括ケアシステムをその中核的な基盤として、一層深化推進していくことが求められています。

＜サービス間の連携を強化する仕組みづくり＞

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターを支援するため、アドバイザーによる助言支援、研修の実施などにより、例えば、住民ボランティア組織や、よう支援者の短期集中機能改善サービスの立ち上げに至るなど、各市町村における課題の解決や新たな高齢者支援サービスの整備に取り組んできました。

また、医療と介護の連携を図るため、にゅう退院支援コーディネーターの育成や「高知ケアライン」、地域医療情報ネットワークによる情報連携の整備に取り組んできました。

その結果、介護サービス利用者全体に占める在宅居住系サービスの利用者割合の増加や、一般病床における、平均在院日数の短縮などの成果が現れています。

一方、地域における生活課題が複雑化複合化するなか、地域包括支援センターでは、総合相談支援や、介護予防ケアマネジメント業務などの負担が増大しています。

また、高知ケアライン等の情報連携の取り組みは、地域により活用状況に差がみられ、その理由として、医療介護従事者に、た職種連携のメリットが十分理解されていないことや、事業所における業務の電子化が進んでいないことが挙げられます。

＜ちゅうさんかん地域も含めた在宅療養介護＞

要介護状態になったとしても、在宅で医療介護サービスが受けられる環境を整備するため、訪問診療や訪問看護サービス、介護サービスの充実を図ってきました。

その結果、訪問診療や訪問看護サービスの利用者すうは増加しています。また、ちゅうさんかん地域では、医療アクセスの負担軽減を図るため、ヘルスケアモビリティ（通信医療機器を搭載した車両を活用したオンライン診療の取り組みも始まっています。

一方、ちゅうさんかん地域などでは、患者すうの減少や訪問診療などの効率の悪さから、事業者が採算面でサービスの縮小撤退や新規参入を断念するといった状況や、職員の確保が進みにくいといった状況があります。

さらに、2025（令和７年には団塊の世代が全員75歳以上となり、医療介護双方のニーズを有するなど、様々なニーズを持つ要介護高齢者が増加する見込みです。

こうした課題に対応していくためには、ＩＣＴ機器導入などによる介護現場の生産性向上や、小規模な介護事業所の協働化など、事業所の経営維持継続に向けた支援が必要です。

また、必要な介護サービスを確保していくためには、あったかふれあいセンターなどの地域の様々な資源を活用するとともに、介護専門職を含む多様な主体との連携や介護事業者間の連携を強化することにより、サービス提供体制の強化を図る必要があります。

35ページの注釈

※８：高知ケアライン

医療介護に携わるた職種間において、患者のケアを行ううえで必要な情報を共有するためのモバイル端末を活用したコミュニケーションツール

※９：地域医療情報ネットワーク

患者のカルテや検査結果、薬などの医療情報を病院や診療じょ、薬局などで共有するネットワーク（高知あんしんネット、ハたまるねっと）

※10：総合相談支援

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を行う業務

※11：介護予防ケアマネジメント業務

よう支援者に対する介護予防ケアプランの作成等を行う業務

36ページ

事例3

宿毛市の病院に県内初となるヘルスケアモビリティが導入されました

高知県の面積のおよそ93％を占めるちゅうさんかん地域。近年、公共交通手段の減少などにより、医療機関へのアクセスが不便なことが課題になっています。

県では、その解決に向けてオンライン診療に活用する医療車両（ヘルスケアモビリティ）の導入支援など、オンライン診療の推進に取り組んでいます。

ヘルスケアモビリティの車内には、診療に必要な医療機器や通信設備を備えた診察室が設けられており、ちゅうさんかん地域の患者の自宅等を巡回するなどしてオンライン診療を実施します。同乗している看護師がオンライン診療のサポートをしてくれるので、高齢者のかたも安心して診察が受けられます。

令和４年12月に県内初となるヘルスケアモビリティが宿毛市の医療機関に導入され、利用したかたからは、「車の中は広いし、病院まで行かずに診察が受けられてありがたい」などの高評価をいただいています。

写真は、医療車両（ヘルスケアモビリティ）の外観と車内を写したものです

具体的なせ策

＜サービス間の連携を強化する仕組みづくり＞

○　「高知版地域包括ケアシステム」の核となる地域包括支援センターの効率的な運営に向けて、アドバイザーによる伴走支援等を行います。また、地域包括支援センターの業務負担を軽減し、地域住民への支援をより適切に行うため、きょ宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行えるよう、きょ宅介護支援事業所の職員の資質向上に向けた研修の実施等の支援を行います。

○　高知ケアラインを活用し、た職種協働によるチーム医療体制の構築を推進するとともに、システムの運営団体と連携して未活用施設へのシステム導入を働きかけます。また、高知ＥＨＲ（高知あんしんネット・ハたまるねっと・高知ケアライン）を相互に情報参照できる運用環境を整えます。

37ページ

具体的なせ策の続き

＜ちゅうさんかん地域も含めた在宅療養介護＞

○　ちゅうさんかん地域の高齢者等がオンライン診療を受けられる体制の整備を促進するため、医療機関等へのオンライン診療の導入を支援します。併せて、あったかふれあいセンターや公民館など、通いの場でのオンライン診療の実施を本格化します。また、在宅高齢者の日常の見守りに対しても、センサーなどのＩＣＴ技術の導入を支援します。

○　ちゅうさんかん地域の訪問看護サービス提供体制の強化や、24時間対応に向けて、訪問看護連絡協議会と連携して、高知県訪問看護総合支援センターによる、訪問看護ステーションの大規模化や新規開設への支援、人材確保や周知啓発等に取り組みます。また、管理者の負担軽減に向けて、ＩＣＴによる訪問看護師のシフト管理の事務効率化を支援し、ステーションの大規模化を促進します。

○　ＩＣＴの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、事業所に対する総合的な支援を行うとともに、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護事業所の経営の協働化・大規模化を支援します。

○　あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、あったかふれあいセンターで要介護のかたを受け入れる、「高知方式」による新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特にちゅうさんかん地域の高齢者が要介護状態となっても、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

（参考）「高知方式」による新たな介護サービスモデルの試行

①：高知型地域共生社会の実現に向けた、多様な主体による介護サービス提供促進事業

あったかふれあいセンターで要介護１、２の高齢者を受け入れるとともに、介護福祉士を配置し、支え合いの活動を活性化させ、その効果を高める。

②訪問介護サービス相互支援体制構築事業

ちゅうさん間地域において必要な訪問介護サービスを充足し、在宅高齢者の自立した生活を支えるため、比較的規模が大きい市街地の事業所から、ちゅうさんかん部の事業所へ訪問介護サービスを提供するなど、新たな相互応援モデルを実証する。

38ページ

かっこ２：総合的な認知症せ策の推進

目指す姿

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けられるとともに、社会の一員として活躍できる「共生」の高知県になっている

ポイント

○　県民の誰もが自分ごととして認知症を理解し、地域で認知証の人やその家族を支えることができるよう、認知症に関する普及啓発・予防を推進します。

○　認知症の疑いがある方に早期に気づき、適切な支援につなげられるよう、かかりつけ医やこうちオレンジドクター、地域包括支援センター等と連携し、早期発見できる環境づくりと医療体制の充実を図ります。

○　認知症のかたが、地域で安心して生活できるよう、ピアサポート活動やチームオレンジなどの支援体制の充実を図ります。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

認知症サポーター数、71,570人 （令和5年12月時点）、85,000人、在宅療養推進課

認知症サポート医、132人（令和5年度）、165人、在宅療養推進課

かかりつけ医認知症対応りょく向上研修受講率、30.7％（令和5年度）、50%、在宅療養推進課

チームオレンジなどの支援活動を有する市町村数、24市町村（令和5年7月時点）、全市町村、在宅療養推進課

【現状と課題】

2023(令和５年)６月に、認知症に関する初の法律、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、2024(令和６年１月にせこうされました。この法律は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する、活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

本県では、認知症高齢者数が2035（令和17年まで増え続け、2025（令和７年には65歳以上人口のうち、５人に１人が認知症になることが見込まれています。

今後も認知症高齢者が増加する中、基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症の人も社会の一員として活躍ができる、「共生」の地域づくりを進めていくことが求められています。

38ページの注釈

※12：認知症高齢者数の推計について

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究じぎょう）をもとに県内の認知症高齢者を推計

39ページ

＜自分ごととして認知症を理解する＞

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守り支える応援者となる「認知症サポーター」は、県や市町村による養成研修の取り組みの結果、７万人を超えるかたが養成されています。

グラフ：認知症サポーター養成数

平成30年度：57,952人、令和元年度：61,980人、令和２年度：65,326人、令和３年度：67,584人、令和４年度：69,733人、令和５年度(12月末時点)：71,570人

資料：認知症サポーターキャラバン／全国キャラバンメイト連絡協議会

2022（令和４年度には、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに生きる姿を発信する「高知け希望大使」を１人のかたに委嘱し、情報発信を開始しました。

また、毎年９月21日を「世界アルツハイマーデー」、９月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界で様々な取り組みが実施されています。県においても、高知じょうをオレンジ色にライトアップするイベントや、アルツハイマーデー記念講演会を開催し、認知症への理解や関心を高める取り組みを実施しています。

その他、若年性認知症に関する知識の普及を図るための「若年性認知症フォーラム」の開催や、メディアの活用により、県民に広く啓発を実施しています。

事例４

高知け希望大使とともに共生社会の実現へ

高知け希望大使には、県や市町村が行う認知症の普及啓発活動への協力や、県外・国外からの依頼による講演活動等に幅広く活躍していただいています。

講演会等の参加者からは、高知け希望大使の話を聞いて、「認知症本人の視点にたつことができた」と反響をいただいています。

引き続き、「認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会」に向け、ともに活動していきます。

●高知け希望大使のやまなかしのぶさん（委嘱時45歳）

初めまして、私は、2019年（41歳の時）に若年性認知症と診断されたやまなかしのぶです。診断前の不安な時期から、みなさんと繋がるまでの5年間はつらい日々もありました。見た目ではあまりわからない認知症ぐらしの中で生きづらいときもありますが、今こうやってみなさんと活動する事によって高知県のみんなが住みやすい街になるよう大使として発信して行きたいと思います。よろしくお願い致します。

40ページ

＜認知症に早く気づき、必要な支援につなげる＞

認知症疾患医療センターによる、認知症鑑別診断の内訳を見ると、認知機能低下のある人（軽度認知障害：ＭＣＩと呼ばれる）は２割程度にとどまっており、認知症の早期発見・早期対応につなげるためには、ご自身の認知機能の状態を気軽にチェックでき、必要に応じてかかりつけ医や専門医に相談受診できる環境づくりが必要です。

県では、身近な医療機関で認知症の相談が気軽にできたり、通常診療のなかで認知機能低下に早期に気づき、専門医の鑑別診断につなぐことができる医師を「もの忘れ認知症相談医」（こうちオレンジドクター）として養成・登録し、県ホームページで公表しています。

また、認知症の速やかな鑑別診断や、行動心理症状（ＢＰＳＤ）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談等を担う「認知症疾患医療センター」を県内５箇所に設置し、こうちオレンジドクター等と連携した早期発見・早期診断に取り組んでいます。

一方、こうちオレンジドクターは県内医師の２割程度の登録にとどまっており、さらに認知症診療の知識を習得した医師を増やしていく必要があります。

また、医療専門職が認知症の人自身の意思をできるだけくみ取り、意思を尊重した適切なケアや支援を提供できるようにするため、病院勤務等の医療従事者や歯科医師、薬剤師、看護師を対象とした認知症に関する研修を実施し、認知症への対応りょくの向上を図っています。

介護従事者については、認知症の人が持つ能力を最大限活かして、自らの意思に基づいた生活を送ることを支援するため、意思決定支援を含めた良質な介護を担うことができるよう、認知症ケアの研修により人材の育成を図っています。

＜安心して幸せに暮らすために協働する＞

認知症の人や家族、支援する住民等、誰もが気軽に参加し集う場である「認知症カフェ」は、25市町村、ひゃくじゅうきゅうかしょ（2022年12月）まで増加しました。

また、県では、認知症に関する様々な相談に対応するため、「認知症コールセンター」を設置し、認知症の人や家族の悩みや不安の軽減を図っています。

2023（令和５年からは、認知症当事者同士が不安や悩み等について語り合うピアカウンセリングや、交流会等のピアサポート活動も開始しました。

若年性認知症の人には、仕事の継続や離職後の経済的な問題、今後の療養への不安等への相談に対応するため、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、医療福祉・就労等の専門機関と相互に連携し必要な助言をおこなっています。

一方、認知症サポーターらが中心となって、認知症の人や家族の困りごとを早期から継続して支援する地域グループ（チームオレンジ）づくりは、２町で組織化されているものの、まだ多くの市町村ではチームオレンジの立ち上げに取り組めていない状況にあります。

また、認知症が原因で行方不明となるケースは近年60人前後おり、人的な見守りネットワーク体制の脆弱さや、ＧＰＳ等デジタル技術を活用した仕組みの活用の難しさがあり、普及が進んでいない実態があります。

40ページの注釈

※13：ＢＰＳＤ

Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia

脳の機能低下によって二次てきに起こる症状。妄想、暴言、徘徊、よくうつ等

41ページ

判断能力が著しく低下した場合は、財産管理及び身上保護に関する契約等の法律行為全般を行い、本人の意思決定を重視しながら認知症の人の権利を守るしくみである、「成年後見制度」を利用した支援が必要となります。

具体的なせ策

＜自分ごととして認知症を理解する＞

○　キャラバンメイトの養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を持ち、暮らしのなかで身近なサポート活動を行う認知症サポーターの拡大を図ります。

○　「認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会」の実現に向け、「高知け希望大使」による本人発信の機会を拡充します。

○　世界アルツハイマー月間の機会を捉え、市町村や関係機関と連携したイベントを開催するなど、認知症の理解を深める機運の醸成を図ります。

＜認知症に早く気づき、必要な支援につなげる＞

○　認知症に関する正しい知識の啓発とともに、自身の認知機能の状態を気軽に確認できるようにするため、あったかふれあいセンター等の身近な通いの場で早期にチェックできる環境を整備します。

○　認知症疾患医療センターによる相談診療体制を維持し、かかりつけ医やこうちオレンジドクター、地域包括支援センター等と連携して、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

○　認知症サポート医養成研修やかかりつけ医の認知症対応りょく向上研修受講者のさらなる増加を図り、こうちオレンジドクターの登録につなげます。

○　介護従事者がＢＰＳＤへの適切な対応など、認知症ケアに必要な知識や技術を習得できるスキルアップのための研修を継続して実施します。

＜安心して幸せに暮らすために協働する＞

○　認知症カフェの設置に向けた支援を行うとともに、市町村や認知症カフェ運営者を対象とした研修会を開催し、運営のノウハウの提供や情報共有の場を設けることで、認知症カフェの機能強化を図ります。

○　認知症のご本人や家族と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐチームオレンジを各地域に整備できるよう支援します。

○　認知症当事者によるピアカウンセリングや、交流会等のピアサポート活動を県内各地に拡大するなど、より一層推進します。

○　行方不明高齢者を早期に発見するため、ＩＣＴの活用事例を収集するとともに、ＩＣＴを活用した早期発見の仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。

42ページ

具体的なせ策の続き

○　認知症の人の権利を守る仕組みである「成年後見制度」について、市町村の取り組みを支援します。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、認知症の人を含めた高齢者の権利擁護について普及啓発を図るとともに、介護者への支援を推進します。

43ページ

かっこ３：障害等の特性に応じた、切れ目ない支援体制の推進

目指す姿

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける高知県になっている

ポイント

○　障害のある人が住み慣れた地域で、様々なサービスや地域資源等を活用しながら、安心して暮らしていくために、障害福祉サービスの充実や、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

障害のある人の地域生活の支援体制が整備されている市町村数（近隣市町村とのネットワークによる支援を含む）

基幹相談支援センター：10市町村、地域生活支援拠点：13市町村

全市町村※同様の機能を持つもの含む

障害福祉課

【現状と課題】

障害のある人が、身近な地域で、障害特性等に応じて必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、通所事業所やグループホーム等の計画的な整備を進めてきました。

その結果、サービス利用者は増加しましたが、ちゅうさんかん地域においては地理的条件や人材ぶそくで事業所の参入が進まず、必要なサービスを十分に提供できていないという課題があります。

全ての障害のある人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても、安心してくらせるよう、身近な地域で障害の特性やライフステージに応じたきめ細かなサービスを確保する必要があります。

また、障害のある人が、様々なサービスや地域資源等を活用しながら、安心して暮らしていくためには、ケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。このため、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援が、その人のニーズや障害特性に応じて適切に行われる必要があります。

この他、障害のある人の高齢化や障害の重度化、さらには家族の高齢化や「親亡きあと」に向けた支援、医療てきケアの必要な子どもや、発達障害のある子どもやそのご家族に対する支援の充実、強度行動障害など、専門的な支援が必要な障害のある人への対応等の強化が求められています。

44ページ

具体的なせ策

○　すべての障害のある人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても、安心してくらせるよう、介護保険サービス等とも連携しながら、身近な地域で障害の特性やライフステージに応じた、きめ細やかなサービスを確保します。

○　障害のある人それぞれの状況や希望に応じたサービスの提供体制の確保に加えて、これまで支援がいき届きにくいとされている強度行動障害のある人や、医療てきケアを必要とする重度障害のある人のニーズを踏まえた支援体制の整備を推進します。

○　事業所の参入が進みにくい、ちゅうさんかん地域においては、身近なところで障害福祉サービスが利用できるよう、事業所から遠隔地に居住する人に対して、きょ宅サービスを提供した事業者を支援するとともに、介護保険施設・事業所に対して「共生型サービス」を含めた障害福祉サービスへの参入を促していきます。

○　障害のある人の在宅等での生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携を図りながら、短期入所事業の充実に努めます。

○　地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターや、緊急時の受け入れ等の機能を担う地域生活支援拠点等の整備による、地域での生活支援体制の一層の推進を図ります。

○　障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図っていきます。

また、障害のある子ども及びその家族に対して、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、がくれい期、青年期、そして就労に至るまで、健康、医療、保育、教育、就労支援等関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

○　発達障害者等への早期発見・早期支援については、乳幼児検診従事者を対象とした研修会の実施や、心理職や言語聴覚士などの専門職の関与を促進し、できるだけ早く支援につながる仕組みづくりに取り組むとともに、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施することができる人材の養成等に取り組みます。

○　医療てきケア児及びその家族に対する支援では、重症心身障害者・医療てきケア児等支援センター「きぼうのわ」で相談対応を行うとともに、養成した医療てきケア児等コーディネーターの派遣や支援りょくの向上をおこなっていきます。

○　難聴児が、適切な支援を早期に受けられるような、関係機関の連携による難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。

45ページ

Ⅰの３：こどもまんなか社会の実現

かっこ１：安心して妊娠出産子育てできる体制づくりの更なる強化

目指す姿

安心して「妊娠出産」「子育て」できる社会になっている

ポイント

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援体制の充実を図ります。

○　子どもを希望するかたへの不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ 子育て家庭の不安の解消に向けて、産後ケア事業の利用拡大や、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

安心して「結婚」、「妊娠出産」、「子育て」できるような社会になっている、22.9％、50％、子育て支援課

こども家庭センターの設置、なし、全市町村(令和８年度)、子ども家庭課

園てい開放又は子育て相談の実施率、94.7%、100%、ようほ支援課

多機能型保育支援事業の実施箇所数、17箇所、40箇所、ようほ支援課

一時預かり事業の実施箇所数、26市町村111箇所、26市町村ひゃくじゅっ箇所(令和6年度)、ようほ支援課

延長保育事業の実施箇所数、14市町村137箇所、14市町村140箇所(令和6年度)、ようほ支援課

びょうじ保育事業の実施箇所数、９市町村22箇所、10市町村25箇所(令和6年度)　、ようほ支援課

放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率、97.3%、100%、生涯学習課

ファミリーサポートセンター事業の提供会員数、1,031人（令和5年12月末時点）、1,250人、子育て支援課

【現状と課題】

県では、安心して妊娠出産子育てができる、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

具体的には、市町村における母子保健と児童福祉の一体てきなマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の設置拡大を図っています。

46ページ

妊娠出産子育ての総合相談窓口となる、市町村子育て世代包括支援センターは、県内すべての市町村に設置され、保健師等の母子保健コーディネーターを配置して相談対応を行うなど、妊娠期からの継続的な支援の体制が整いました。

今後は、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の機能を組織として一体てきに運営する、こども家庭センターの設置に向けて、母子保健と児童福祉双方の知識を有し、切れ目のない支援のマネジメントを行う統括支援員の育成・確保が必要です。

ひょう：県内市町村における子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の設置状況

項目、基準ち（令和元年度末）、見こみ（令和５年度末）、目標（令和５年度末）の順に読み上げます。

市町村子育て世代包括支援センター設置数、19市町村、全市町村、全市町村

市町村子ども家庭総合支援拠点設置数、2市町、22市町村、27市町村

高知県子育て支援課・子ども家庭課調べ

また、子どもを望むかたが、子どもを生み育てたいという希望を叶えるため、県では不妊治療に対して独自の助成をおこなっていますが、社会全体の不妊治療への認知が十分でなく、仕事と治療の両立等に対する周囲の理解を得にくい状況にあること等が、治療に臨むかたの障壁となっていると考えます。今後は、利用者の声や国、他県の動向も踏まえ、より効果的な不妊治療助成制度のあり方の検討や、妊活を社会全体で支える機運醸成が必要です。

加えて、助産師等が産後の心身のケアや育児サポートを行い、心身の疲労回復・育児ふあんの解消・愛着形成等に効果的な産後ケア事業はすべての市町村で実施しており、利用率も年々増加しています。しかしながら、産後ケア事業の利用率は未だ低く、利用拡大に向けた取り組みが必要です。

ひょう：利用者の状況

令和元年度、令和２年度、令和３年度、令和４年度の順に読み上げます

産後ケア事業利用者数：176、285、392、553

利用率：4.1%、7.0%、9.6%、14.9%

高知県子育て支援課調べ

さらに、子育て支援の場の拡充とサービスの充実を図るため、地域子育て支援センターにおいて、親子の交流や相談支援、保育所等で園てい開放や子育て相談を実施しています。

また、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るため、一時預かり事業や延長保育、病じ保育、ファミリーサポートセンター事業等を実施しています。

今後は、働きながら子育てできる環境づくりをより一層進めるため、保育所等及び放課後児童クラブ、延長保育、病じ保育等の子育て支援サービスの充実と、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口等につなぐ役割を担うことのできる、身近な居場所が必要です。

45、46ページの注釈

※14：子ども家庭総合支援拠点

2016（平成28年度の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。支援拠点は、ソーシャルワークの機能をにない、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行うこととされている

※15：こども家庭センター

2024（令和６年度からせこうされる改正児童福祉法及び改正母子保健法により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体てきに相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされた

47ページ

事例５

産後ケア事業をご存じですか（実施主体：市町村）

産後ケア事業とは、産後も安心して子育てができるよう助産師等が出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児サポートを行うもので、育児不安の解消や心身の疲労回復、母子の愛着形成につながると言われる子育て支援事業の一つです。

高知県では、県内すべての市町村で産後ケア事業を実施しており、問い合わせや利用申し込みなど、ご相談は各市町村の子育て世代包括支援センターで受け付けています。

県内の産後ケア事業の利用率は年々増加していますが、令和4年度においては全体の 14.9%とまだまだ少ない状況であることから、高知県では、産後も安心して子育てに臨めるよう、産後ケア事業の利用拡大に向けて、市町村と共に支援の充実を図っていきます。

写真は産後ケア、訪問型、つうしょ型、宿泊型のイメージです。

画像は高知プレマネット「産後ケア動画」のQRコードです。

具体的なせ策

○　こども家庭センターの設置促進に向けて、統括支援員等の配置に必要な有資格者等の確保を支援するとともに、職員の専門性向上のための研修を実施するなど、市町村における母子保健と児童福祉の一体てきな支援体制の構築を図ります。

○　より効果的な不妊治療助成制度のあり方や不妊治療を受けやすい環境づくりなど、社会全体で支える取り組みを検討・推進します。

○　産後安心して子育てに臨めるよう、育児不安の解消や心身の疲労回復、母子の愛着形成につながる産後ケア事業の利用拡大に向けて支援の充実を図ります。

○　働きながら子育てできる環境整備として、保育所等や放課後児童クラブ、延長保育、びょうじ保育、ファミリーサポートセンター事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。

48ページ

かっこ２：厳しい環境にある子どもたちへの支援

目指す姿

子どもたちが誰一人取り残されず、夢と希望を持って成長できる環境が整っている

ポイント

○　虐待、不登校、ヤングケアラーなどといった困難な状況に直面している子どもたちを早期に発見し、支援につなげるため、ＳＮＳ相談窓口の認知度向上や、こども家庭センターの設置促進など、福祉や教育の分野などを中心に総合的に取り組み、支援の充実を図ります。

○　ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、ひとり親家庭支援センターの情報提供・相談体制を強化するとともに、関係機関と連携した就業支援や養育費の確保に向けた支援を充実します。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

こども家庭センターの設置（再掲）、－なし、全市町村(令和８年度)、子ども家庭課

里親等委託率、29.9%(令和６年１月)、45.9%、子ども家庭課

ひとり親家庭支援センター公式LINE累計登録者数、2,200人(見込)、3,400人、子ども家庭課

ひとり親家庭支援センターへの相談件数、1,600件(見込)、2,100件、子ども家庭課

【現状と課題】

＜児童虐待防止対策の推進＞

2022（令和４年度）の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、501件でたかどまり傾向にあります。

子どもや子育て家庭の個々のニーズや家庭のリスクに応じた適切な支援を行う、市町村子ども家庭総合支援拠点は、県独自の財政支援を実施してきたこともあり、設置すうが拡大し、専門職員の配置も増加するなど、相談支援体制の充実が一定図られています。

一方で、市町村の担当職員は異動等による交替がある上、職種については事務職が最も多くなっており、専門性の確保が課題となっています。

そのため、児童虐待の発生予防、早期発見の徹底に向けて、周知啓発を強化するとともに、発生時の迅速な対応に向けて、市町村や児童相談所職員の専門性の向上、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

49ページ

＜社会的養育の充実＞

高知県では、約 400 人の子どもが、保護者がいない、家庭での養育が困難など、何らかの理由によって、児童養護施設や里親家庭などで生活しており、より家庭に近い環境で養育されるよう取り組んできました。

その結果、里親登録者すうは着実に増加（平成30年：78 組から令和６年１月：153 組）し、里親委託率が上昇（平成30年：19.0％から令和6年1月：29.9％）するとともに、施設の小規模化も進展（令和元年：28グループ、令和５年：36グループ）するなど、家庭的な養育環境の整備が一定進んでいます。

また、児童養護施設等に入所している児童等のたいしょごの自立に向けて、入所ちゅうからの学習・生活支援の実施や、自立支援コーディネーターの配置など、支援体制の充実が図られてきましたが、支援者間の連携強化など、より効果的な支援体制の確立が必要です。

＜ひとり親家庭への支援の充実＞

ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、特に母子家庭の母については、正規雇用率の低さに加え、養育費の支払を受けていないケースが多い等の背景があり、個々のひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められます。

ひとり親家庭の総合的な相談窓口である、ひとり親家庭支援センターでは、2022年度にリニューアルした公式ＬＩＮＥによる情報提供や相談対応などにより、支援の間口が広がり、相談件数が増加（令和２年度：846件から令和５年度見込：1,600件)しました。

また、ひとり親家庭支援センターにおいて、より専門的な相談に対応するため実施している法律相談の拡充により、養育費等に関する離婚前の相談は増加傾向にあり、課題解決に向けた利用が進んでいます。

しかしながら、相談者の内訳をみると、高知市以外の地域からの相談者の割合は低く、オンライン相談など、利用者のニーズに沿った相談体制の充実も必要です。

＜ヤングケアラーへの支援の充実＞

2022年度に実施した実態調査では、ヤングケアラーは一定数存在（回答者のうち1.7％）し、多くが相談につながっていない（該当者のうち相談経験なし：67.3％）ことが明らかになりました。

国やその他関係機関と連携した情報発信等により、ヤングケアラーの認知度が向上するとともに、ヤングケアラーへの支援の重要性についての理解が促進されています。

ヤングケアラーの家庭では、経済的困窮や介護等、複合的な課題を有する傾向にあるため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めるとともに、児童福祉部署が中心となった、た職種で連携した支援の強化が必要です。

＜多様な背景を持つ児童生徒に対する支援＞

虐待や貧困、ヤングケアラーなど、厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。また、児童生徒に関わる背景は複雑化、多様化しているなか、児童生徒一人一人の状況に応じた個別の支援が必要な状況になっています。

そのため、厳しい環境に置かれた児童生徒の状況や背景についての理解を高めるための校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげる必要があります。

49ページの注釈

※16：社会的養育

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すること

50ページ

＜不登校児童生徒への支援の推進＞

近年、全国的に不登校児童生徒すうは増加しており、「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、本県の小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒すうは10年ぶりに前年度を下回ったものの、依然として高い状況にあります。

また、本県における不登校児童生徒に対する支援は、全国に比べ、高い割合で実施されていますが、今後、さらに不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実させる必要があります。

そのため、新たな不登校が生じにくいような、児童生徒にとって魅力ある学校づくりの推進や、これまで以上に不登校の兆しを見逃さない早期対応の強化を行うとともに、不登校児童生徒の背景や状況に応じて、市町村福祉部署等の関係機関と連携した取り組みをさらに推進し、社会的自立に向けた支援を充実させていく必要があります。

＜教育費等の負担の軽減に向けた経済的な支援＞

生徒の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業及び、高校生等奨学きゅうふきん事業について、対象生徒等に対し制度の周知徹底を行い、活用の促進を図っています。

就学前の子どもをもつ世帯の保育料負担を軽減させるため、現在、全ての市町村において、たし世帯の保育料負担を軽減しています。

具体的なせ策

＜児童虐待防止対策の推進＞

○　児童虐待の発生予防、早期発見につなげるため、虐待対応ダイヤル「いちハちきゅう、いちはやく」やSNS相談窓口「親子のための相談LINE」の認知度向上を図るなど、より相談・支援につながりやすい仕組みづくりに取り組みます。

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。

○　児童虐待発生時の対応りょくの向上を図るため、市町村担当者に対するアセスメント等の相談対応りょくの向上や、児童相談所職員のさらなる専門性の向上に向けた研修を実施します。

＜社会的養育の充実＞

○　里親のリクルート、トレーニング、委託推進、養育支援及び自立支援までを包括的に実施する「里親支援センター」の設置に取り組み、里親支援の充実を図ります。

○　社会的養護経験者の相互交流の場の提供、情報提供、相談支援などを行う社会的養護自立支援拠点を設置し、自立に向けた支援の充実を図ります。

50ページの注釈

※17：高等学校等就学支援金事業

教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて、高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）する事業

※18：高校生等奨学きゅうふきん事業

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に給付きんを支給する事業

51ページ

具体的なせ策の続き

＜ひとり親家庭への支援の充実＞

○　ひとり親家庭への各種支援制度の情報発信を強化するとともに、オンラインでの相談体制を充実し、周知を図ることで利用促進につなげます。

○　ひとり親家庭支援センターにおける就業支援、養育費の確保に向けた支援策により、ひとり親家庭等の経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

＜ヤングケアラーへの支援の充実＞

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、母子保健と児童福祉の一体てきな支援体制の構築を促進します。

○　併せて、児童生徒自身がヤングケアラーであると気づくことができるよう、発達段階に応じたヤングケアラーに関する教材を作成するなど、取り組みを進めていきます。

＜多様な背景を持つ児童生徒に対する支援＞

○　虐待や貧困、ヤングケアラーなど、厳しい環境に置かれた児童生徒の状況や背景についての理解を高めるための、校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげます。

○　厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用した相談支援体制の充実を行うとともに、学校、スクールソーシャルワーカーと、市町村福祉部署との連携体制（情報共有や行動連携）を強化し、組織的な支援体制の充実を図ります。

＜不登校児童生徒への支援の推進＞

○　　「きもちメーター」や「統合型校務支援システム」等を活用した学校における早期の情報共有、初動体制の強化を行うとともに、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援につなげるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門人材を効果的に活用し、校内支援体制のさらなる充実を図ります。

○　校内サポートルームや市町村教育支援センター等、不登校児童生徒が安心して過ごせる場やＩＣＴを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取り組みを推進します。

51ページの注釈

注釈１：きもちメーター

児童生徒が登校後に、１人１台タブレット端末を使い、今日の気持ち等を送信すると、教員の確認画面で回答を把握することができる。きもちメーターの回答と実際の様子を重ね、心の変化を早期発見したり、対象となる児童生徒への指導・支援の方法を考えたりする、高知県独自のツール

注釈２：統合型校務支援システム

校務支援システム：教職員の成績管理・出欠管理・保健管理等の事務的業務の負担軽減・効率化と同時に、児童生徒情報の確実な共有と引き継ぎなど、教育の質の向上を図るためのシステム

52ページ

具体的なせ策の続き

＜教育費等の負担の軽減に向けた経済的な支援＞

○　高等学校における就学のための経済的支援や、たし世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

53ページ

Ⅰの４：生きづらさや困難を抱える人たちへの支援

かっこ１：生活困窮者への支援

目指す姿

生活に困窮した人が、それぞれの状況に応じた必要な支援を受けることができている

ポイント

○コロナかで浮き彫りとなった生活困窮者を支援するため、現在未実施となっている、一時生活支援事業などの積極的な実施や、生活困窮者の早期把握等に有効な、た機関協働型の支援会議の実施により、支援体制の充実強化を図ります。

○ 生活困窮者自立支援制度を支える基盤を強化するため、従事者に対する研修体制の充実による、支援技術の向上と、た分野との連携を強化します。

○ 生活に困窮するかたが安定した生活を送ることができるよう、生活福祉資金貸付を必要なかたが利用できる体制づくりと、自立に向けた積極的な支援を行います。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

自立支援計画（プラン）の策定率、29.5％、50％、地域福祉政策課

一時生活支援事業又は地域居住支援事業の実施自治体数、１２分の２、12／12、地域福祉政策課

支援会議の設置自治体数、じゅうにぶんの０、12／12、地域福祉政策課

現状と課題

＜生活困窮者の自立支援＞

生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネットの一つとして、2015（平成27年度にスタートした生活困窮者自立支援制度では、県（ちょうそん部）と１１市が実施主体となって取り組みを進めています。

複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた各種支援を実施するほか、官民協働による地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげています。

本県における2023（令和５年３月時点の生活保護の受給者は17,292人、保護率は2.55％で全国平均の約1.6倍と高い傾向にあります。

また、2022（令和４年度中の生活保護の相談者数は2,531人で、その多くは生活困窮者自立支援事業の対象になり得ると考えられます。

53ページの注釈

※19　セーフティネット

「安全もう」と訳され、あみの目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと

54ページ

また、2021（令和３年度の要保護児童生徒すうは688人、準要保護児童生徒すうは10,677人で、全児童生徒すうに占める就学援助率は25.88％となっており、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの、貧困の連鎖の防止が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえると、生活困窮者自立支援制度のさらなる充実が求められます。

図は高知県の生活困窮者への自立支援の概要のイメージです。

本県における自立相談支援機関の相談実績と自立支援計画（以下この項において「プラン」という。）の策定件数は以下のとおりとなっています。

表：相談支援機関の相談実績及びプラン策定数

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和２年度、令和３年度、令和４年度の順に読み上げます。

相談件数：2,467、（うち町村ぶん：1,162）、2,159（うち町村ぶん：1,033）、2,147（うち町村ぶん：959）、2,281（うち町村ぶん：984）、2,113(うち町村ぶん：734）、4,899(うち町村ぶん：1,156）、3,177（うち町村ぶん：1,131）、2,300（うち町村ぶん：785）

プラン作成件数：217（うち町村ぶん：48）、245（うち町村ぶん：35）、301（うち町村ぶん：24）、458（うち町村ぶん：86）、443（うち町村ぶん：87）、714（うち町村ぶん：82）、778（うち町村ぶん：87）、679（うち町村ぶん：95）

プラン策定率：8.7%（うち町村ぶん：4.1%）、11.3%（うち町村ぶん：3.3%）、14.0%（うち町村ぶん：2.5%）、20.0%（うち町村ぶん：8.7%）20.9%（うち町村ぶん：11.8%）、14.5%（うち町村ぶん：7.0%）、24.4%（うち町村ぶん：7.6%）、29.5%（うち町村ぶん：12.1%）

特に、プランの策定率については、50％を目標としているところですが、2022年度時点では29.5％（町村部12.1％）と低調な状況のため、プランの策定率の向上に向けて、研修等を実施するとともに、プラン作成に対する意識の向上が必要です。

54ページの注釈

※20：要保護児童生徒数

生活保護法第６条第２項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数

※21：準要保護児童生徒数

各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数

※22：自立支援計画

アセスメント結果を踏まえ本人と相談支援員との協働により作成された個別の支援計画

55ページ

また、生活困窮者自立支援制度の充実に向けては、就労準備支援事業や、家計改善事業といった任意事業の実施や、支援につながっていない生活困窮者を早期に発見し、迅速に支援を開始するために、関係機関が情報共有を行う支援会議の設置が有効です。

表：任意事業の種類と実施率（令和４年度末時点）

実施自治体数、実施率の順に読み上げます。

就労準備支援事業：12／12、100%

家計改善支援事業：12／12、100%

一時生活支援事業：２／12、16.6%

子どもの学習生活支援事業：６／12、50%

高知県地域福祉政策課調べ

現在、国において、衣食住に関するシェルターの提供や、居住に困難を抱えるかた等に対して見守り支援を行う、居住支援事業（仮称）及び支援会議の努力義務化が検討されています。

任意事業のうち就労準備支援事業及び、家計改善支援事業は全市町村で実施済みですが、今後はその他の任意事業の実施率や、支援会議の設置を進めることが求められます。

生活困窮者自立支援制度を支える人材育成については、国の人材養成研修の後期研修をはじめ、県独自研修としてねん２回の従事者研修や困難事例の検討を行う研修を実施しています。

また、生活保護の業務に従事する職員等との合同開催による連携の強化などを図っています。

2023年度からは、コロナかや物価高騰の影響による生活困窮者の増加等に対応するため、県内３ブロックに新たに地域支援監を配置し、自立相談支援機関の後方支援や、生活保護制度や福祉サービス等の関係機関との連携強化・情報共有等を行い、生活困窮者に対する支援体制を強化しています。

55ページの注釈

※23：支援会議

生活困窮者自立支援法第９条を根拠として、会議の構成員に守秘義務を設け、本人同意のない事案についても、生活困窮者に関する情報の共有や支援体制の検討等を行うことができる会議体

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体とし、相談窓口業務を市町村社会福祉協議会に委託し、実施しており、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と相談援助を一体てきに行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようにすることを目的とした制度です。

生活福祉資金のうち、総合支援資金と緊急小口資金の貸し付けにあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が要件とされています。

生活福祉資金の貸付件数については、2007（平成19年度は74件であったものが、そのごの社会情勢の影響により大幅に増加しましたが、奨学金制度の見直しなどによる、教育支援資金の貸付件数の減少などにより、2010（平成22年度の526件をピークに減少傾向に転じ、近年は150件前後で推移していました。

そのご、新型コロナウィルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象とした、生活福祉資金特例貸付については、累計の貸付実績は 28,872 件で貸付総額は 11,497,135,000円（令和2年3月25日から令和4年9月30日）と、従来の生活福祉資金貸付の規模を大きく上回っています。

56ページ

また、これにより、生活困窮者の実態が浮き彫りとなり、生活困窮者への支援強化の必要性が改めて確認されました。

特に、2023年１月から始まった償還への対応が大きな課題です。

同年11月時点では、償還対象債権（2024（令和６年１月償還開始分を含む）23,401件のうち、12,451件が住民税非課税等の免除要件に該当し償還免除となっています。償還免除となった世帯については、低所得等により生活に困窮している可能性が高く、寄り添った支援が必要です。

具体的なせ策

生活困窮者の自立支援

○プランの策定率を向上させるため、県及び市、並びに自立相談支援機関で組織される自立相談支援機関協議会での意識付けや、プラン作成の実務を研修テーマに取り入れるなど、積極的なプラン作成への働きかけを強めます。

○未実施となっている一時生活支援事業などの任意事業の実施率を向上させるため、実施ずみ自治体の取り組みの横展開や国からの情報提供等を行います。

○地域のネットワークづくりや包括的な支援体制を構築するため、た機関、た分野事業の従事者も参加できる研修等を実施します。

また、県内全域での支援会議の設置に向けて、設置要綱の制定及び地域の実情に応じた設置方法等を検討します。

○支援員の支援技術を向上させるため、支援員のニーズを把握し研修内容に盛り込むなど、内容の充実を図ることにより、研修参加の意欲を高めます。

生活福祉資金貸付制度

○生活福祉資金貸付制度について、高知県社会福祉協議会と連携し、貸し付けが必要なかたが利用できる体制を整えます。

○高知県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会及び自立相談支援機関が連携し、生活福祉資金特例貸付の償還状況等を把握し、自立に向けた伴走支援が必要なかたに対して積極的な支援を行います。

また、償還困難しゃ等の増加に対応するため、必要に応じて自立相談支援機関の相談体制や、アウトリーチ支援員の配置等の支援体制の強化を図ります。

57ページ

かっこ２：ひきこもりの人等への支援

目指す姿

ひきこもり状態にある方とそのご家族が孤立することなく、ともに支え合いながらいきいきと暮らすことができる社会になっている

ポイント

○　ひきこもりのかたやその家族が抱える複合的な課題の解決に向けて、地域のた機関の協働による支援体制（以下「市町村プラットフォーム」という。）づくりを引き続き支援します。

○　相談窓口の多様化を図るため、専門職等による相談支援機関に加え、ひきこもりの元当事者（ピアサポーター）等による相談支援の充実を図ります。

○　ひきこもりの人等が多様な選択肢を持てるよう、地域資源を活用した居場所づくりを支援します。

○　社会参加の機会が増やせるよう、ひきこもりのかた等に対する自立支援や中間的就労（就労体験、就労訓練等）の活用を促進します。

数値目標

具体的項目、現状(令和５年度)、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

居場所等の支援につながった件数、年間延べ298件（令和4年度）、年間延べ300件、地域福祉政策課

中間的就労を経て就労した人数、年間6人（令和４年度）、年間10人、地域福祉政策課

【現状と課題】

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には６か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態」を指しています。

2020（令和２年度に県が実施したひきこもり実態把握調査の結果、本調査で把握できたひきこもりの人の人数は692人でした。

こうしたひきこもり状態が長期高年齢化すると、いわゆる「はちまるごーまる問題」（高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題）に象徴的に現れ、生活に困窮するなどの深刻な問題につながります。

その背景には、家族やひきこもり状態のかたの病気、親の介護、離職、経済的困窮などの複合的な問題をその家族が抱えていることに加え、人間関係の孤立など地域社会とのつながりが薄れ、社会的に孤立する事情もあります。

ひきこもり状態の長期化による社会参加の困難さの増大を防ぐためには、当事者や家族のかたが早期に相談しやすい体制を整え、地域の相談窓口や利用できるサービスの内容などを広く周知するとともに、た機関協働の包括的な支援体制の整備を進めていくことが重要になります。

57ページの注釈

※24：ひきこもり状態の出典は「ひきこもりの評価支援に関するガイドライン」（平成22年５月）

※25：ひきこもり実態把握調査

県内で活動する民生委員児童委員のかたを対象にアンケート調査を実施

58ページ

多様な相談窓口の整備

県では、2009（平成21年度に精神保健福祉センターないに、ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応しています。

センターへの相談：1,246 件（令和４年度）

また、2021（令和３年度には県内すべての市町村のひきこもりに関する相談窓口の明確化と相談窓口の周知も実施しています。

市町村における相談件数：2,409件（令和４年度）

さらに、相談窓口の多様化を図るため、ひきこもりの元当事者であるピアサポーターによる相談支援を行う窓口として、2020年度に「高知県ひきこもりピアサポートセンター」を設置しています。

相談件数：826件（令和４年度）

このように、相談窓口の整備を進めていますが、支援機関等へのつなぎ件数が増加している一方で、新規相談件数の伸びが鈍化しており、更なる相談窓口の周知が課題です。

新規相談件数：255件（令和４年度）

居場所等の支援につながった件数：298件（令和４年度）

市町村における包括的な支援体制の構築

ひきこもりの支援は長期化することが多く、いちきかんや担当者のみでは継続支援が困難です。また、市町村単位では、医療や保健分野を中心に活用できる社会資源が少ないため、市町村プラットフォーム等を活用した「包括的な支援体制づくり」の推進と、県域及びブロック域での後方支援の充実が必要です。

そのため、県では市町村における包括的なひきこもり支援体制の構築に係る取り組みとして、市町村プラットフォームの設置運営を進めています。

市町村プラットフォームの構築：24市町村（令和４年度末時点）

また、ひきこもり地域支援センターでは、市町村等の職員を対象に、ケース会議等でのスーパーバイズの実施や、研修会等による人材育成等の支援のほか、2022（令和４年度にはひきこもりの支援に関わる支援者のための「ひきこもり支援ガイドブック」を作成しました。

ひきこもり支援者人材養成研修会：３回／80にん参加（令和４年度）

関係機関支援（関係機関や市町村とのケース会議等）：47回（令和４年度）

国では、住民により身近な市町村において、支援が受けられる環境づくりを進めていくこととしており、市町村におけるひきこもり支援環境の整備を加速化するためには、今後も市町村をバックアップする機能を強化することが重要です。

59ページ

社会参加に向けた支援の充実

県では、ひきこもりの人の居場所確保のため民間団体への支援をおこなっているほか、ひきこもり地域支援センターでは、当事者など同じような思いのかた同士で、気軽に集まることのできる居場所づくりをおこなっています。

県が支援している当事者の居場所：５箇所（令和４年度）

ひきこもり地域支援センターでの当事者の居場所づくりへの支援：「青年期の集い」47 回、「青年期の集い女子ミーティング」12回、「ひきこもり家族教室」2回など

こうした多様な支援をおこなっていますが、一部の地域だけでなく、ひきこもりのかたご自身の実情に即した様々な選択肢を持つことができるよう、身近な地域における集いの場や就労体験の場などの居場所づくりと、社会参加に向けた支援の充実が必要です。

具体的なせ策

多様な相談窓口の整備

○当事者やその家族を必要な支援につなげるため、ＳＮＳ等の活用など、様々な広報媒体による情報発信を行うことで、幅広い年代の対象者に相談窓口や取り組みを周知します。

○相談窓口の多様化を図るため、専門職等による相談支援機関に加え、ピアサポーターによる相談支援の充実を図ります。

市町村における包括的な支援体制の構築

○ひきこもりのかたやその家族が抱える複合的な課題の解決に向けて、地域のた機関の協働による市町村プラットフォームづくりを支援します。

○地域のネットワークづくりを推進するため、ブロック域支援者連絡会や圏域連絡会による各市町村の支援者同士がつながる機会を提供することで、取り組みの横展開とひきこもり支援者のネットワークづくりを支援します。

○ひきこもり地域支援センターが作成した「ひきこもり支援ガイドブック」を活用した研修や事例研究の実施のほか、市町村ケース検討会でのスーパーバイズ等で人材養成に取り組みます。

社会参加に向けた支援の充実

○当事者自身が多様な選択肢を持てるよう、就労支援のほか、あったかふれあいセンター等、既存の地域資源を活用した居場所づくりを支援します。

○社会参加に向けた支援として、ひきこもりの人等に対する自立支援や中間的就労（就労体験、就労訓練等）の活用を促進します。

60ページ

かっこ３：自殺予防対策の推進

目指す姿

県民一人ひとりが自殺予防の主役となり、誰もが自殺に追い込まれることのない社会になっている

ポイント

○自殺は、誰もが当事者になり得る重大な問題であるという認識を広く浸透させるため、自殺に関する正しい認識の普及啓発を推進します。

○自殺を考える程追い込まれた人が抱える課題を解決するため、身近な市町村において、包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。

○周りの人の異変に気づき適切に対応できるよう、ゲートキーパーの養成研修を拡充します。

数値目標

具体的項目、現状(令和５年度)、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

メンタルヘルスに関する情報発信ホームページの閲覧件数、なし、累計100,000件、障害保健支援課

市町村における自殺に関する相談件数、255件（令和3年度）、ねん当たり総数500件、障害保健支援課

ゲートキーパーの養成人数、累計約4,500人（令和3年度）、累計8,500人以上、障害保健支援課

現状と課題

本県の近年の自殺者数はピーク時（2004（平成16年）の256人からほぼ半減していますが、横ばい状態が続いています。

2021（令和３年の年齢階級別の死因では、20歳代、30歳代では「自殺」が第１位となり、20歳未満、40歳代でも第２位となるなど、若年層の自殺が深刻な課題となっています。

また、20～40歳代の働きざかり世代の男性の自殺者が増加傾向にあります。

いのち支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロファイル（2022）によると、本県の男性の自殺死亡率は全国に比べて高く、特に40歳代、60歳代、80歳代で6ポイント以上も高い状況です。一方、女性は全体では全国に比べて低いものの、40歳代から60歳代で全国よりも高くなっています。

そのため、働きざかり世代向けには、職域での健康づくりと併せてメンタルヘルス対策を推進するほか、高齢者層向けには、孤独孤立を防ぐための地域の見守り体制づくりをさらに進める必要があります。

61ページ

表：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

この表をグラフ化したものがあります。

自殺の原因動機では、健康問題が５割近くを占めており、その中でもうつ病をはじめとする精神疾患が多い状況です。

精神保健福祉センターでは、心の健康相談や精神科医療に関する相談、社会復帰相談をはじめ、アルコールや薬物、思春期、ひきこもり等の専門的な相談など、様々なメンタルヘルスに関する相談に対応しています。

また、必要に応じて産業保健や教育機関、医療機関と連携を図りながら、地域における心の健康づくりにも取り組んでいます。

62ページ

自殺を考えるほど追い込まれた人は、様々な課題を複合的に抱えている場合が多いため、最も身近な市町村における包括的な支援が必要になります。

また、自殺に追い込まれるということは誰にでも起こり得る危機であり、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者になり得る重大な問題という認識を広く浸透させることが必要です。

県では、これまで、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成に取り組んできました。

特に、高齢者と接する機会の多い介護や医療従事者、民生委員児童委員、債務問題などの相談に応じる弁護士等の法律に関する専門家、住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い医療関係者、児童生徒と日々接している教職員、職場で従業員等の健康を管理する職員、友人同士の相談機会が多い大学生等には、ゲートキーパーとしての役割が期待されます。

今後こうした人々を中心に、ゲートキーパーの養成を進めていくことが必要です。

また、自殺者の約20％のかたには自殺未遂歴があります。そのため、救急医療機関や精神科医療機関に対して行政との意見交換の場を設け、自殺未遂者やその家族等に必要な市町村・保健じょ等による支援やケアの提供に関する情報を共有します。そのうえで、圏域ごとに自殺未遂者を個別に地域資源につなぐなどの包括的な支援体制づくりが求められます。

事例６

自殺予防ゲートキーパー～あなたの気づきを待っている人がいます～

自殺を防ぐためには、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、ゲートキーパーを増やしていくことが重要です。

県では、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な職業のかたや学生等を対象に、周りの人の異変に気づいた時に適切に対応できるよう、ゲートキーパーの養成をおこなっています。

ゲートキーパーとしての知識を身につける方法はいくつかありますが、県のメンタルヘルス総合サイト（メンタルヘルスサポートナビ）じょうの動画を視聴することで、ゲートキーパーの役割等を誰でも学ぶことができます。

　ゲートキーパーは、決して専門的なことをするということではなく、適切に対応できる知識を持つことで誰でもなることができます。高知県でゲートキーパーの輪を広げていきましょう。

ゲートキーパーが悩みを抱えている人に気づき、声をかけているシーンとゲートキーパーとして、気にかけて継続して見守っているシーンの写真があります。

出典：ゲートキーパー研修動画

63ページ

具体的なせ策

○「高知県メンタルヘルスサポートナビ」を運営し、自殺に対する正しい認識やメンタルヘルスの重要性を発信します。

○生きづらさを抱えた人や家庭が、地域で孤立することなく必要な支援が受けられるよう、住民にとって最も身近な自治体である市町村で、包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。

○様々な分野や職種のかた、地域のかたが、周りの人の異変に気づいた時に、適切に対応できるよう、ゲートキーパーのさらなる養成を図ります。

○圏域ごとの自殺未遂者支援の体制づくりを推進し、救急医療機関や精神科医療機関に対して、自殺未遂者や家族等に必要な地域支援やケアの提供に関する情報共有を徹底します。

（参考）高知県メンタルヘルスサポートナビ

高知県メンタルヘルスサポートナビは、悩みを抱えた人や、周りで支える方々をサポートするメンタルヘルス専門の情報サイトです。

困りごとや悩みに応じた相談先を検索できたり、自殺予防ゲートキーパーになるための動画研修を掲載するなど、メンタルヘルスに関する様々な情報を掲載しています。

ＵＲＬ

https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/mental/

このＱＲコードとメンタルヘルスサポートナビのホームページ画像があります。

64ページ

かっこ４：依存症対策の推進

目指す姿

依存症の「発症予防」「進行予防」「回復再発予防」の各段階に応じた支援が、適切に行われている

ポイント

○「依存症は病気である」といった正しい理解が広がるよう、高知県メンタルヘルスサポートナビでの情報発信や予防教育を推進します。

○相談支援に携わる医療保健福祉関係者等が適切に対応し、早期に適切な治療や支援につなぐことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、医療提供体制の整備を推進します。

○依存症の当事者とその家族が地域で孤立することを防ぎ、居場所を失うことがないよう、市町村の包括的な支援体制づくりを後押しするとともに、自助グループ等の活動を強化し、依存症からの回復や社会復帰を支えます。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

依存症等に関する情報発信ホームページの閲覧件数、10,496件（令和4年度）、累計100,000件、障害保健支援課

アルコール健康障害及び各種依存症の相談件数、1,346件（令和3年度）、1,850件、障害保健支援課

アルコール健康障害及び各種依存症問題に取り組む団体への支援、６団体（令和5年度)、8団体、障害保健支援課

現状と課題

依存症はアルコールや薬物等の物質やギャンブル等の行為などの依存する対象に関わらず、本人の健康や日常生活・社会生活に支障を生じるだけでなく、多くの場合、家族等の周囲の人にも影響を及ぼします。

依存症は早期の支援や適切な治療により十分に回復が可能であるにも関わらず、当事者や家族が気づきにくく、相談につながりにくいため、依存症に関する正しい知識を広く啓発することが必要です。

特に、アルコールやギャンブル等に接する機会の増える大学生などの若者に対する普及啓発が重要です。

県ではこれまで、学校等の関係機関と連携した予防教育や、新聞、ＳＮＳ広告等、様々な媒体を活用した啓発に取り組んできましたが、早期に相談や適切な医療につながるよう、正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知に、更に取り組むことが必要です。

65ページ

市町村の職員、民生委員児童委員や弁護士、司法書士、警察、生活困窮者自立相談支援員等、地域で様々な相談支援に関わる支援者が、相談者の状態の変化に気付き、適切な支援につなぐことができるよう、依存症に関する正しい知識や適切な対処方法、相談の内容に応じた窓口の把握など、依存症が疑われる人への対応りょくを身に付けておくことが必要です。

図１：精神保健福祉センター・保健所・市町村が実施した精神保健福祉相談件数（ギャンブル）

平成29年：精神保健福祉センター143件、保健所８件、市町村30件、合計181件

平成30年：精神保健福祉センター297件、保健所5件、市町村24件、合計326件

令和元年：精神保健福祉センター430件、保健所12件、市町村35件、合計477件

令和２年：精神保健福祉センター400件、保健所12件、市町村39件、合計451件

令和３年：精神保健福祉センター278件、保健所12件、市町村75件、合計365件

図２：精神保健福祉センター・保健所・市町村が実施した精神保健福祉相談件数（アルコール）

平成29年：精神保健福祉センター62件、保健所135件、市町村303件、合計500件

平成30年：精神保健福祉センター68件、保健所209件、市町村428件、合計705件

令和元年：精神保健福祉センター129件、保健所61件、市町村415件、合計605件

令和２年：精神保健福祉センター205件、保健所211件、市町村657件、合計1073件

令和３年：精神保健福祉センター132件、保健所214件、市町村410件、合計756件

出典：図１、２ともに衛生行政報告例・地域保健健康増進事業報告

依存症に至る背景には、健康問題や経済・生活問題など、依存症である本人やその家庭が様々な課題を抱えている場合がすくなからずあります。

そのため、本人やその家族が抱える複合化した課題を解決できるよう、最も身近な自治体である市町村において、包括的な支援体制が構築されていることが重要です。

また、依存症の人が身近な地域で必要な治療が受けられるよう、依存症専門医療機関の充実や、かかりつけ医療機関の対応りょく向上に取り組むことが必要です。

そのため、これまで依存症対策全国センターが実施する、依存症の治療指導者養成研修への医療従事者の派遣や、県内のかかりつけの医師等を対象に研修会を実施し、アルコール健康障害やギャンブル等依存症の診療に関する知識や技術の向上に取り組んできました。

その結果、依存症専門医療機関での受診人数は増加していますが、身近な地域でも必要な治療が行われるよう、専門医療機関と連携しながら、専門医療機関以外の精神科病院やかかりつけ医療機関の対応りょく向上に取り組む必要があります。

図３：アルコール依存症専門医療機関の受診件数（延べ）と実人数

令和元年度：487件、52人

令和２年度：561件、60人

令和３年度：1171件、86人

令和４年度：1096件、109人

図４：ギャンブル等依存症専門医療機関の受診件数（延べ）と実人数

令和３年：94件、11人

令和４年：72件、29人

出典：図３、４ともに依存症専門医療機関実績報告

加えて、依存症の回復や再発防止には、自助グループや家族会による支援が効果的であるため、これらの団体の活動が継続されることが必要です。

66ページ

これまで、依存症対策支援事業費補助金を創設し、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動支援に取り組んできた結果、依存症の正しい知識の普及啓発や、当事者や家族等の居場所づくりが進みました。

依存症からの回復や再発予防には、自助グループへの参加が有効とされていることから、精神保健福祉センターや福祉保健所、市町村、医療機関において、相談者が適切な支援に繋がるよう、支援者と自助グループとのネットワークの更なる強化を図る必要があります。

具体的なせ策

○依存症に関する正しい知識や相談窓口を広く周知するため、アルコール健康障害や各種依存症に関する情報を一げんてきに発信する、高知県メンタルヘルスサポートナビを運用し、情報発信を強化します。

○依存症に関する正しい知識の習得や相談支援のスキルの向上を図るため、市町村の職員、民生委員児童委員や弁護士、司法書士、警察、生活困窮者自立相談支援員等の地域住民の生活支援にあたる関係者を対象とした研修会を開催します。

○医療機関の依存症に関する対応りょくの向上を図るため、医療従事者に国が実施する専門研修の受講を働きかけます。また、依存症の専門的な治療が受けられるよう、専門医療機関の設置を促進します。

○依存症の人や、その家族が地域で孤立することなく必要な支援が受けられるよう、最も身近な自治体である市町村で包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。

○自助グループや家族会の活動を活性化させるため、その活動内容の啓発や相談等を支援するとともに、自助グループの見学会などを開催します。

67ページ

かっこ５：権利擁護の取り組みの推進

目指す姿

地域に暮らす高齢者や障害者など全ての人が、尊厳ある本人らしい生活が継続できている

１）日常生活自立支援事業、及び成年後見制度の取り組みの推進

ポイント

○支援が必要な人に対して適正で効果的な事業が実施されるよう、日常生活自立支援の体制の充実や市町村における権利擁護の取り組みの後方支援を行います。

○市町村と関係機関との連携強化を図り、地域の実情に応じた権利擁護支援の体制強化に取り組みます。

○県は担い手育成方針を策定し、市民後見人の養成や市町村社会福祉協議会等による法人後見の受任体制の整備を支援します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

中核機関の設置、24市町村、全市町村、地域福祉政策課

成年後見制度利用促進計画の策定、30市町村、全市町村、地域福祉政策課

担い手育成方針（市民後見人や法人後見、専門職後見等）の策定、未策定、策定ずみ、地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課

現状と課題

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なかたが、地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものです。

高知県社会福祉協議会では、自分一人でサービスの選択や契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人などに対して、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者が増加する中、相談件数及び実利用者すうは増加しており、今後、本事業の需要はさらに増大することが見込まれることから、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会からの委託）の支援体制の充実が求められます。

相談件数：平成30年度29,351件から令和４年度37,609件

実利用者数：平成30年度665人から令和４年度750件

68ページ

また、日常生活自立支援事業を利用する人の中には、契約時に判断能力があっても、そのごの判断能力の低下により、生活に支障が出たり、親族等による経済的虐待や悪徳商法等の被害に遭う恐れがある場合は、本事業での支援は困難となり、成年後見制度への移行が必要となります。

2018（平成30年の成年後見制度利用促進法のせこうにより、成年後見制度の更なる活用促進をはじめとする、地域における権利擁護体制の検討がより一層求められていますが、成年後見制度に移行できていないケースや、制度の利用開始までに時間がかかることが課題となっています。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える重要な制度です。

高齢者や障害者に対する消費者被害や経済的虐待など、権利侵害が関係する事例が発生している中、成年後見制度の利用促進などにより高齢者や障害者の権利を擁護する必要があります。

成年後見制度発足以来、財産保全の観点が重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘され、2020（令和２年に、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーとするワーキンググループが「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて」を策定しています。

こうした状況を踏まえ、2022（令和４年３月に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけています。

その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの、さらなる推進が求められています。本県においても、2023（令和５年９月時点で、３０市町村で「成年後見制度利用促進計画」が策定されており、地域連携ネットワーク「中核機関」の整備も２４市町村となるなど、取り組みが広がっています。

また、県、専門職団体、関係機関、高知県社会福祉協議会等で組織する「高知県権利擁護支援ネットワーク」では、管内市町村の体制整備の取り組みを進めるための、具体的支援策の検討を行う県域・ブロック別協議会を開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、市町村の取り組みを支援しています。

認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者が増加する中、介護保険サービスの利用など各種契約や財産管理などを行うにあたって、成年後見制度の活用が一つの手段となり、今後、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれます。

そうした中、地域連携ネットワークの充実や中核機関の設置等については、小規模ちょうそんでの体制整備が進んでいないため、高知県権利擁護支援ネットワークや社会福祉協議会、関係機関等が連携し、地域の実情に応じた権利擁護支援体制整備や、担い手の確保育成が必要です。

69ページ

何よりも本人の意思決定の支援が重要であることから、家族や地域住民、関係機関、後見人などに対し、その理念の浸透を図るとともに、権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ることが必要です。

具体的なせ策

○認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者の増加を見据え、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会から委託）の日常生活自立支援体制の充実を図ります。

○利用者の状態の変化等に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度などへの適切な移行ができるよう、各自治体における包括的な権利擁護の取り組みの後方支援を行います。

○市町村の地域連携ネットワークや中核機関など、権利擁護支援体制の強化に向けて、高知県権利擁護支援ネットワークによる、県域・ブロック別の協議会の開催や研修等の実施により、市町村と関係機関・関係団体の課題や情報の共有と連携強化を図ります。

○権利擁護支援の重要な要素である意思決定への支援の理念の浸透を図るため、地域や関係機関に対する研修等を実施します。

○成年後見制度の充実のため、担い手育成方針（市民後見人や法人後見、専門職後見等）を策定し、市民後見人の養成や市町村社会福祉協議会等による法人後見の受任体制の整備を支援します。

○権利擁護支援の推進のため、本人や家族、地域住民や関係機関、後見人などに対し、相談窓口の周知など広報の充実を図ります。

70ページ

２）高齢者、障害者及び児童虐待防止対策の推進

ポイント

○困難事例に対し専門的な助言を行う、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

○虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、通報や相談窓口の周知とともに高齢者虐待について普及啓発を図ります。

○市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。（再掲）

現状と課題

高齢者虐待に関すること

近年、高齢化に伴い、全国的に虐待発生件数が増加傾向にあります。

また、養護、被養護の関係にない者からの虐待やセルフネグレクトなどの事案も発生しており、高齢者虐待防止対策をより推進していく必要があります。

高齢者への虐待を防止するためには、身近な人をはじめとした地域でのきめ細かな見守りや、生活に困難や課題を抱える人に対して、できるだけ早く適切な支援をすることが重要です。

また、親族からの虐待など、発見が困難な場合があることから、2006（平成１８年４月からせこうされた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）によって、高齢者虐待に気付いた人には、市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

養護者による虐待に対しては、行政権限を適切に行使し、虐待者及び加害者に対する相談、指導又は助言を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組むことが重要です。

さらに、養介護施設従事者等による虐待に対しては、県と市町村が協働して虐待の防止に取り組むことが重要です。

市町村においては、虐待の防止や早期発見から個別支援に至る各段階において、虐待の恐れのある高齢者やその家族などへの多面的な支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワークなど、関係機関団体との連携、協力に取り組んでいます。

また、県では、市町村職員や介護施設職員等を対象に、高齢者虐待防止・身体拘束廃止を正しく理解して取り組むための研修会などをおこなっており、研修会の実施により、虐待の定義や市町村への通報義務などが浸透し、相談や通報の件数が増えてきています。

虐待が認められた件数も多く、より一層虐待防止に向けた体制整備を強化する必要があります。

障害者虐待に関すること

障害者虐待については、2012（平成24年10月からせこうされた、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人には、市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

71ページ

県内における養護者による虐待は、相談通報件数とも横ばい傾向にありますが、障害福祉施設従事者等による虐待は、2015（平成27年度以降、相談通報件数が増加傾向にあります。

市町村は、虐待の防止や通報の受理及び事実確認、虐待をおこなった養護者に対する支援等を行うため、市町村障害者虐待防止センターを設置し、関係機関団体との連携協力体制のもと、対応しています。

県は、2017（平成29年度に高齢者・障害者権利擁護センターを設置（委託先：高知県社会福祉協議会）し、障害者の権利擁護に関する相談対応のほか、障害福祉施設従事者や市町村担当者を対象に、キャリアに応じた研修を実施し、職員の専門知識の習得や対応りょくの向上を図っています。

また、困難事例など虐待対応に関する助言が必要な市町村には、弁護士及び社会福祉士による高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整などを行い、適切な対応につなげています。

虐待の防止のためには、地域住民に対して通報の義務や相談窓口の周知、障害者虐待防止法に関する啓発などをさらに進めることにより、虐待を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。

また、虐待防止や適切な対応を行うために、市町村担当者及び障害福祉施設等、職員の資質向上が必要です。

児童虐待防止対策の推進　48ページの内容を再掲

2022（令和４年度の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、501件でたかどまり傾向にあります。

子どもや子育て家庭の個々のニーズや家庭のリスクに応じた適切な支援を行う、市町村子ども家庭総合支援拠点は、県独自の財政支援を実施してきたこともあり、設置すうが拡大し、専門職員の配置も増加するなど、相談支援体制の充実が一定図られています。

一方で、市町村の担当職員は異動等による交替がある上、職種については事務職が最も多くなっており、専門性の確保が課題となっています。

そのため、児童虐待の発生予防、早期発見の徹底に向けて、周知啓発を強化するとともに、発生時の迅速な対応に向けて、市町村や児童相談所職員の専門性の向上、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

具体的なせ策

高齢者・障害者虐待に関すること

○困難事例に対し専門的な助言を行う、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

72ページ

具体的なせ策の続き

○虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、通報や相談窓口の周知とともに、高齢者虐待について普及啓発を図ります。

○市町村や地域包括支援センター、障害福祉施設等の職員を対象に、職員の資質向上を図る研修会を開催するほか、虐待防止ネットワークの構築や、虐待対応等困難事例への対応における助言や支援を行います。

○介護施設職員等を対象に、高齢者虐待防止や身体拘束の廃止など、利用者の権利擁護の視点に立った、介護に関する考え方を習得するための研修会を開催します。

児童虐待防止対策の推進（50ページの内容を再掲）

○　児童虐待の発生予防、早期発見につなげるため、虐待対応ダイヤル「いちハちきゅう、いちはやく」やSNS相談窓口「親子のための相談LINE」の認知度向上を図るなど、より相談支援につながりやすい仕組みづくりに取り組みます。

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。

○　児童虐待発生時の対応りょくの向上を図るため、市町村担当者に対するアセスメント等の相談対応りょくの向上や、児童相談所職員のさらなる専門性の向上に向けた研修を実施します。

73ページ

かっこ６：様々な困難を抱える女性への支援

目指す姿

すべての女性が、置かれた状況や自らの意思に応じて、必要な福祉的サービスを活用しながら、安定的で自立した生活を送ることができる

ポイント

○男女共同参画や、固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力根絶、せいと生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルスアンドライツ）についての知識の向上、県民意識の醸成を図ります。

○支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化充実を図るとともに、女性相談支援員等の資質向上を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

市町村における女性相談窓口の設置、なし、全市町村、人権男女共同参画課

現状と課題

女性は男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多いと言われています。

婦人保護事業は、1956（昭和31年に制定された売春防止法を根拠として始まりました。

そのご、2001（平成13年に「はいぐうしゃからの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）が制定され、ＤＶ（配偶者からの暴力）被害者の保護を婦人保護事業として法定化し、そのご、ストーカー被害者や人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮など、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有するかたなどについても、婦人保護事業の対象として運用されています。

社会経済状況などの変化に伴い、近年では、せい暴力・性犯罪被害やＡＶ出演被害、ＪＫビジネス問題など、女性を巡る課題は更に複雑化、多様化、複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、困難な問題を抱える女性の課題は顕在化してきました。

例えば、在宅時間の増加などに伴うＤＶの問題、外出自粛が求められた中で、家庭に居場所がない若年女性の存在、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた飲食宿泊業などの非正規雇用労働者に、女性の割合が高いことによる生活困窮の問題などがあげられます。

こうした中、2022（令和４年５月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和４年法律第52号）が成立しました。

74ページ

同法では、国の基本指針に基づき、都道府県で基本計画を策定することとしており、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も含む、新たな支援の仕組みの構築が求められています。

県では、これまで、女性相談支援センターにおいて、暴力被害や家庭問題など、様々な女性の相談に対応するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や、「高知県ＤＶ被害者支援計画」に基づき、人権尊重やＤＶ防止に向けた啓発、ＤＶ被害者等の一時保護などについて、関係機関や民間団体と連携して取り組んできました。

また、2024（令和６年３月には、「高知県ＤＶ被害者支援計画」と統合する形で、新法に基づく基本計画である「高知県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援計画」を策定しました。

計画策定に先立って実施した「高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査」から、特に若年層が相談につながっていない可能性があることが分かり、一時保護しょや女性自立支援施設の運用ルールが、現代の生活に合わなくなってきていることなどの課題が、全国的にも指摘されていることから、今後は、関係機関や民間団体との更なる連携により、多様な困難を抱える女性を早期に把握し、寄り添い、包括的に支援する体制を整備することとしています。

具体的なせ策

○男女共同参画や固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力根絶、せいと生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルスアンドライツ）についての知識の向上および県民意識の醸成を図ります。

○女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、ＳＮＳ等を活用した多様な相談支援に取り組みます。

○支援の中核を担う、女性相談支援センターの相談支援機能の強化充実を図るとともに、女性自立支援施設の支援機能の強化充実を図ります。

○住民にとって最も身近な相談窓口となる、市町村における相談支援の充実、女性相談支援員等の資質向上を図ります。

○支援対象者の状況や意思に応じて、一時保護や被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童等への支援、自立支援、地域での生活再建に向けたフォローアップ支援を、関係機関や民間団体との連携協働により実施します。

○支援調整会議を通じた、県内の関係機関との連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じ、連携協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

75ページ

かっこ７：再犯防止対策の総合的な推進

目指す姿

犯罪をした人が必要な支援を受け、社会復帰できる社会になっている

ポイント

○令和５年度に策定した「第２期高知県再犯防止推進計画」に基づき、高知県地域生活定着支援センターなどにおいて、犯罪をした人たちの雇用や居住先の確保などの社会復帰を支援します。

○少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら見守り支援の取り組みを実施します。

現状と課題

犯罪を犯した人の中には、高齢や障害により福祉的な支援が必要でありながら、適切なサービスにつながっていない、あるいは、住居や就労先を確保しないまま矯正施設をしゅっしょしたことにより、社会から受け入れられにくく、再び犯罪に手を染めるケースがあります。

高知県の再犯者率（令和３年）：50.3%（※全国平均：48.6%）

そのため、県では、2011（平成23年６月に高知県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設等から退しょ後、高齢や障害があることにより地域で自立した生活を送ることが難しい人に対して、居住先の調整や必要な福祉サービス等を利用できるよう支援しています。

また、2023（令和５年３月には、国の「第二次再犯防止推進計画」が策定され、都道府県の役割として、各市町村で再犯の防止等に関する取り組みが円滑に行われるよう、市町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市町村が単独で実施することが困難と考えられる就労等に対する支援について、地域の実情に応じた実施に努めることが求められています。

そのため、県では、先進事例の取り組み等を情報収集して、市町村が包括的支援体制を整え、適切な福祉サービスにつなげることができるよう、研修会等を通じた支援に取り組んでおり、再犯防止に関するせ策を定める地方再犯防止推進計画は、県内27市町村で策定されるなど、一定の成果が図られています。

再犯防止のためには、しゅっしょ者等を受け入れる協力雇用ぬしの確保などの就労に向けた支援や居住先の確保のほか、福祉的支援を望まない人や高齢や障害等の公的サービスの対象とはならないものの、支援が必要と思われる人たちへの対応など、更なる支援体制の充実が必要です。

特に、刑法犯少年の非行率は改善されつつありますが、再非行率はまだ全国平均より高い水準となっており、教育機関や警察等と連携した取り組みが必要です。

76ページ

具体的なせ策

○支援が必要な人が、雇用につながり居住先の確保などができるよう、高知県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害により、特にしゅっしょ後の自立が困難な矯正施設退しょしゃ等に対して、福祉サービス等の利用に向けた特別調整や相談支援等を行います。

また、制度の狭間に取り残されることなく適切な支援が行われるよう、市町村や関係機関等との連携や課題の共有等を図りながら、包括的な支援体制の整備を進めます。

○少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら再非行の防止に向けた、定期的な訪問活動による少年及び家族への継続的な指導、助言といった見守り支援の取り組みを実施します。なお、「若者サポートステーション」においても、各種セミナー等による就労支援、高等学校卒業程度認定試験合格等を目指した修学支援を実施します。

77ページ

Ⅰの５：防災減災対策の推進

かっこ１：災害じ要配慮者支援対策の着実な推進及び実効性の向上

目指す姿

災害じに誰一人取り残されない避難支援体制と避難生活の環境が整っている

ポイント

○避難行動よう支援者の命を守るため、市町村の状況に応じ、福祉専門職の参画も促しながら、個別避難計画の作成を力強く後押しします。

○助かった命をつなぐため、不足している福祉避難じょの指定を促進するとともに、指定ずみの福祉避難じょについては、運営体制の実効性の向上を図ります。

また、一般の避難じょに避難する要配慮者が安心して避難生活を過ごせるように、要配慮者の受入体制の充実を図ります。

○南海トラフ地震のような大規模災害じに備え、高知県災害派遣福祉チーム受援計画に基づき、県外からの応援の受入体制の整備を行います。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

名簿提供同意取得者（優先度が高いかた）の個別避難計画作成率、54.1％（令和4年度末）、100％、地域福祉政策課

福祉避難じょ運営訓練実施、10市町村（令和4年度末）、全市町村、地域福祉政策課

要配慮者の受入方法等を踏まえた避難じょ運営マニュアルのバージョンアップ率、32.7％（令和4年度末）、100％、南海トラフ地震対策課

現状と課題

2011（平成23年３月11日に発生した東にほん大震災においては、被災者全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者すうは約６割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約２倍にのぼりました。

また、消防職団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

図　東にほん大震災における被災状況

死者すうに占める高齢者の割合　60％

人口1000人あたりの死者すう　被災者全体さんてんににんに対し障害のある方は7.7人と約２倍

死者行方不明者　消防関係者　281名、民生委員　56名

出典：「避難行動よう支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年８月)　内閣府

78ページ

そのごの台風災害等においても避難行動よう支援者が逃切れない災害が続いたことから、2021（令和３年５月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

併せて内閣府の「避難行動よう支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改正され、作成の優先度が高いかたについては、2025（令和７年度までの計画作成が求められています。

県では、こうした避難行動よう支援者の命を守る対策として、各市町村の状況に合わせた個別支援を進め、県全体での計画作成率は54.1％（令和４年度末）になりました。

県内の避難行動よう支援者の対象者の大半を占める高知市では、自主防災組織等を中心に取り組みを進めてきましたが、個別避難計画の作成率は14.3％（令和４年度末）にとどまっており、さらなる計画作成が必要です。

また、個別避難計画の実効性を高めるためには、計画に基づく訓練を実施し、計画を定期的に見直すことが必要です。

助かった命をつなぐ対策として、福祉避難じょの指定を進めた結果、243施設（令和４年度末）が指定されています。

県ではさらなる指定を促進するため、福祉避難じょ運営に必要な資機材整備を支援しています。

また、福祉避難じょ運営の実効性を確保するためには、訓練が必要であるため、訓練実施市町村の拡充を図ります。

2019（令和元年度には、一般の避難じょに避難された要配慮者のかたが安心してすごせるよう、「一般の避難じょの運営マニュアル（要配慮者対応編）作成の手引き」を作成しました。

続けて、2020（令和２年度には、要配慮者の特性に応じた支援方法等をまとめた「避難じょにおける要配慮者支援ガイド」を、2022（令和４年度には、「一般の避難じょにおける要配慮者受入支援動画」を制作し、一般の避難じょでの要配慮者の受入方法やスペース等を踏まえた避難じょ運営マニュアルのバージョンアップの参考として活用していただいています。

しかしながら、一般の避難じょにおける要配慮者のかたに対応した避難じょ運営マニュアルのバージョンアップについて、市町村のマンパワーぶそくにより時間を要しているため、財政的な支援が求められています。

令和４年度末のバージョンアップ率：32.7％

2020年12月には、避難じょ生活による要介護状態の悪化や災害関連死を防ぐため、高知県ディーワット（災害派遣福祉チーム）を発足しました。

ディーワットの派遣実績は全国的にも少なく、隊員の一定のレベルを維持するためには、より実践的な訓練や研修の実施、体制の強化が必要です。

また、南海トラフ地震のような大規模災害じには、高知県ディーワットだけでは対応が難しいことが想定されるため、2022年３月に高知県災害派遣福祉チーム受援計画を定め、県外からの応援の受け入れ体制の整備を進めています。

なお、2024（令和６年１月１日に発生した、能登半島地震では、人口減少が進むちゅうさんかん地域や沿岸地域で大きな被害が生じました。

南海トラフ地震による災害発生が想定される本県でも、同じような状況が起こりうるという前提に立ち、これまでの取り組みの検証を進めます。

79ページ

具体的なせ策

○避難行動よう支援者の個別避難計画の作成を推進するため、各市町村の状況に応じた個別支援を実施します。

また、効果的効率的に個別避難計画の作成を進めるため、日ごろから要配慮者の状況を把握されている福祉専門職の参画を促進します。

○作成した個別避難計画の実効性の向上を図るため、訓練への福祉専門職参画や、必要性が明らかになった資機材整備を支援します。

併せて、各市町村の個別避難計画作成事例や訓練実施事例の横展開などにより、比較的遅れている市町村の取り組みを促進します。

また、地域住民や要配慮者が参加した訓練実施に向け、市町村の取り組みを支援します。

○一般の避難じょにおける要配慮者の方に対応した避難じょ運営マニュアルのバージョンアップについて、市町村に対して、「避難じょにおける要配慮者支援ガイド」等の活用を呼びかけるとともに、引き続き、要配慮者対応のためのマニュアル改定に係る経費について補助金により支援します。

○ディーワットの体制を強化するため、より実践的な研修の実施や、せん遣隊の編成など、災害対応を想定し、実践的な体制整備を行います。また、国の中央センターと連携し、県外からの応援の受入体制の整備を行います。

80ページ

かっこ２：被災者の自立・生活再建支援対策の推進

目指す姿

被災者が誰一人取り残されることなく、自立・生活再建できる支援体制が整っている

ポイント

○平時から様々な課題を抱えるかたや、その世帯を災害じに効率的な支援につなげるため、「高知型地域共生社会」の実現に向けた市町村の包括的な支援体制づくりと、災害発生時における被災者に寄り添った支援体制づくりを一体てきに推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

包括的な支援体制を整備している市町村数（22ページの内容を再掲）、24市町村、全市町村、地域福祉政策課

現状と課題

災害が発生すると、被災者の方々はご自身の被災状況に合わせた支援制度を活用し、自立・生活再建を進めることになります。

しかし、これまでの災害では、「住まいの確保、心身の健康状態、就労など、様々な課題が複合的に絡み合い、適切な支援制度を選択できない」、「そもそも支援制度の情報が入手できない」等、支援制度が十分活用されず、自立・生活再建が滞る事例がありました。

このため、県では、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする体制づくり（災害ケースマネジメント）に取り組んでいます。

中でも、平時から様々な課題を抱えるかたやその世帯については災害じに課題が深刻化する可能性が高く、内閣府の「災害ケースマネジメント実施の手引き（令和５年３月）」において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の枠組みを利用して災害ケースマネジメントに取り組むことが、効率的・効果的な被災者支援につながるとされています。

しかしながら、災害発生時には平時から支援活動をしているかたも被災する中、平時から様々な課題を抱えるかたやその世帯への支援を途切れさせないためには、重層的支援体制など平時の包括的な支援の枠組みにおいて、災害発生時にも官民が連携して支援活動を行うことができる体制づくりが必要になります。

81ページ

具体的なせ策

○重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の枠組みも活用しながら、各市町村における災害じに備えた体制整備（災害ケースマネジメント）の仕組みづくりを一体てきに支援します。

○被災者の自立、生活再建支援の取り組みの必要性を周知するため、市町村担当者研修会等を実施します。

○はっさい後の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用することで、複合課題への対応りょくの向上と業務効率化が実現できるよう、福祉保健所や関係機関と協議し、はっさい後に必要な対応を検討します。